

『証券会社向けの総合的な監督指針』(案)

I. 基本的考え方

1. 証券会社の監督に関する基本的考え方
 - 1 証券監督の目的と監督部局の役割
 - 2 証券会社の監督に当たっての基本的考え方
2. 監督指針策定の趣旨
 - 1 監督指針策定の趣旨

II. 証券会社の監督に当たっての評価項目

1. 経営管理
 - 1 主な着眼点
 - 2 監督手法・対応
2. 財務の健全性等
 - 1 自己資本規制比率の正確性
 - 2 証券会社の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応
 - 3 市場リスク管理態勢
 - 4 取引先リスク管理態勢
 - 5 国際的に活動する証券会社グループについて
3. 業務の適切性
 - 1 法令等遵守態勢
 - 2 証券事故等に対する監督上の対応
 - 3 内部管理体制
 - 4 苦情処理体制
 - 5 行為規制等に係る留意事項
 - 6 顧客情報の管理
 - 7 本人確認、疑わしい取引の届出
 - 8 事務リスク管理態勢
 - 9 システムリスク管理態勢
 - 10 危機管理体制

III. 証券会社の監督に係る事務処理上の留意点

1. 一般的な事務処理等

- 1 一般的な監督事務
 - 2 監督部局間の連携
 - 3 検査部局との連携
 - 4 自主規制機関との連携
 - 5 内部委任
 - 6 災害時における金融に関する措置
 - 7 苦情処理・情報提供等
 - 8 法令解釈等外部からの照会への対応
2. 証券取引法等に係る諸手続
 - 1 登録
 - 2 認可、承認及び届出等
 - 3 外務員登録
 - 4 法定帳簿関係
 - 5 産業活力再生特別措置法関係
 3. 行政指導等を行う際の留意点等
 4. 行政処分を行う際の留意点

IV. 外国証券会社関係

V. 登録金融機関関係

VI. 証券金融会社関係

VII. 証券仲介業者関係

I. 基本的考え方

I-1 証券会社の監督に関する基本的考え方

I-1-1 証券監督の目的と監督部局の役割

証券市場において、投資者が積極的に資産運用を行うとともに、企業が円滑に資金調達を図るためには、証券市場が公正かつ効率的なものであることが大前提であり、証券会社は、このような証券市場の仲介者として、重要な役割を果たしている。

証券監督の目的は、証券業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、有価証券の流通を円滑ならしめることにより、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資することにある。

効果的な監督行政を行うためには、検査部局の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、証券会社の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、証券会社に対して投資者保護策を始めとする各種法令遵守の徹底を求めていくとともに、証券会社との定期的・継続的な意見交換等により、証券会社の業務の状況を適切に把握することや、証券会社から提供された各種の情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

特に、監督部局は、個別証券会社の状況のみならず、証券会社全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の証券会社との比較分析を通じて、当該証券会社が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の証券会社への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

I-1-2 証券会社の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、証券会社の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い証券会社の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。

② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 証券会社との十分な意思疎通の確保

証券会社の監督に当たっては、証券会社の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、証券会社からの報告だけでなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、証券会社との定期的な意見交換等を通じて、証券会社との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 証券会社の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である証券会社の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。証券会社の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、証券会社の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び証券会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、証券会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

更に、金融システム改革に伴う専門規制の撤廃等により、証券会社が行う証券業務及びこれに関連する業務は多様化してきており、その業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する証券会社グループ（証券会社の親会社である証券持株会社（注1）又は事実

上の持株会社（注2）及びその子会社等（注3）から構成され、かつ日本以外の複数の国において海外拠点（駐在員事務所を除く。）を有しているグループ。）については、証券会社単体の監督と併せて当該証券会社グループの監督についても、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。

また、証券会社の監督において、証券取引法（以下、「法」という。）上に規定されている自主規制機関である証券業協会や証券取引所は、証券会社に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資家からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督事務上の連携を密接に行う必要がある。

（注1）「証券持株会社」とは、法第59条第1項に定める証券会社を子会社とする持株会社をいう。

ただし、当該持株会社が銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」のいずれかに該当する場合、「国際的に活動する証券会社グループ」から除く。

（注2）「事実上の持株会社」とは、金融持株会社（「銀行持株会社」、「長期信用銀行持株会社」、「保険持株会社」、「証券持株会社」の複数又はいずれかに該当する持株会社をいう。）に該当しない会社で、証券会社を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に規定する連結子会社をいう。）とする銀行、保険会社、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）以外の会社をいう。

（注3）「子会社等」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に規定する連結子会社、又は次のi)若しくはii)に該当する会社をいう。

- i) 証券持株会社又は事実上の持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用会社となる会社
- ii) 内部管理に関する業務（法令等遵守管理に関する業務、リスク管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務）の一部又は全部を、証券持株会社若しくは事実上の持株会社、又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社

I - 2 監督指針策定の趣旨

I - 2 - 1 監督指針策定の趣旨

我が国経済の発展に必要な資金が効率的かつ十分に供給されるためには、間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトし、「貯蓄から投資へ」の流れが加速されることが望ましい。そのためには、仲介者たる証券会社が国民からの信頼を得ることに加え、金融行政として、適切な制度設計と併せて、証券会社が投資者保護や適切なリスク管理などを意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。

これまで金融行政は、平成10年の金融システム改革法によるセーフティネットの整備、証券会社の專業規制の撤廃などの制度設計に併せ、ルールに基づく事後チェック型行政を徹底してきており、投資者の自己選択と投資者保護を根底に置いた金融機関の自助努力を促進する行政を進めてきている。

現在の証券会社の業務形態をみると、いわゆるインターネット專業会社、自己売買に特化する会社、証券業以外の業務が主たる会社、国際業務を幅広く展開する会社など、多種多様となっているが、このように多様化している証券会社に対しても、監督上の対応を的確に行うことが求められている。

このような状況の下、日常の監督事務を遂行するため、監督指針においては、証券会社の監督行政はどのような視点に立つて行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、証券会社の経営状況や法令遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となることから、これらについて着眼点を加えることとした。

本監督指針は、証券会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の証券会社に一律に求めているものではない。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、証券会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、証券会社の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

財務局は本監督指針に基づき管轄証券会社の監督事務を実施するものとし、金融庁証券課にあっても同様の扱いとする。なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン（証券会社）は廃止することとする。

Ⅱ. 証券会社の監督に当たっての評価項目

Ⅱ－１ 経営管理

市場が健全な発展を実現していくためには、証券会社自らが法令等遵守態勢の整備等に努め、投資者保護に欠けることのないよう経営を行うことが重要であり、日常の証券監督事務においても、証券会社の業務執行に対する経営陣の監督が有効に機能しているか、経営陣に対する監視統制が有効に機能しているかといった観点から、望ましいと考えられる証券会社の経営管理のあり方について検証していく必要がある。

Ⅱ－１－１ 主な着眼点

証券会社の経営管理が有効に機能するためには、証券会社の全役職員が、証券会社が証券市場の担い手として重大な社会的責任を有することを認識した上で、自らに与えられた役割を十分理解しその業務運営に参画していくことが必要である。その中でも特に、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、内部監査部門の担う責務は重要である。

代表取締役が、証券会社を代表する権限を付与された取締役として、証券会社の経営の最高責任を担うことは言うまでもない。取締役会は、証券会社の経営の最高意思決定機関として、業務執行の具体的な決定を行う権限を有するとともに、代表取締役や担当取締役の行う業務執行を監視し独断的経営を抑止する機能を併せ持つ。監査役・監査役会は、上記のような証券会社の経営上重要な責務を有する取締役等の業務執行を監査するための広範かつ強力な権限を付託されており、経営監視において重要な職責を有する。

このように、証券会社の経営にとって重大な役割を果たすべき代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会が、その機能を適切に発揮し、与えられた責務を全うしているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(注) 委員会等設置会社である証券会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行っているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

(1) 代表取締役

- ① 代表取締役は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理体制の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。

- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

（２）取締役・取締役会

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 取締役会は、証券会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。
- ③ 取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等遵守及び内部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、当該方針について社内で周知を図っているか。
- ④ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に、担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定、モニタリング、管理等の手法について、深い認識と理解を有しているか。
- ⑤ 取締役会は、戦略目標を踏まえた各種リスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針を、定期的に、あるいは戦略目標の変化やリスク管理手法の発達等にあわせて随時見直しているか。更に、定期的にリスクの情報に係る報告を受けて必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑥ 取締役会は、顧客資産の分別保管が投資者保護ひいては証券市場の健

全な発展に資するものであることを理解した上で、顧客資産の分別保管の重要性を認識しているか。また、顧客資産の分別保管の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、顧客資産の分別保管が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。

- ⑦ 取締役会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

（３）監査役・監査役会

- ① 監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ④ 監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

（４）内部監査部門

内部監査は、証券会社の経営目標の実現に寄与することを目的として、被監査部門から独立した立場で、業務執行状況や内部管理・内部統制の適切性、有効性、合理性等を検証・評価し、これに基づいて経営陣に対して助言・勧告等を行うものであり、証券会社の自律的な企業運営を確保していく上で、最も重要な企業活動の一つである。このような重要性に鑑み、証券会社の内部監査が有効に機能しているかどうかを、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう独立し、かつ実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、証券会社の全ての業務を監査対象として、被監査部門におけるリスクの管理状況及びリスクの種類等を把握した上で、内部監査計画を立案しているか。

- ③ 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、被監査部門に対して効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。
- ④ 内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。

(5) 外部監査の活用

証券会社に制度上義務付けられる会計監査人による財務諸表等監査以外に、外部監査人による業務監査（本社、グループ等による監査を含む）を義務付けるものではない。しかしながら、企業収益の獲得及びリスク管理、あるいは内部管理態勢の実効性を確保するためには、会計監査人等によるこれら外部監査は、証券会社自らの内部監査と同様に、その有効な活用が確保されることが望ましいことから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

- ① 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。
- ② 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

II-1-2 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

(1) 総合的なヒアリング（Ⅲ-1-1を参照）

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。

(2) 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況を把握する観点から、必要に応じ、証券会社の内部監査部門に対し、内部監査体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等につきヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、証券会社の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

(3) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証

上記のヒアリングに加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、証券事故等届出書の受理等の通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

(4) モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。

(5) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な業務改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－２ 財務の健全性等

証券会社の自己資本規制は、証券会社の業務が市場環境の変化に影響されやすいことを踏まえ、市況の急激な変化に伴う収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、証券会社の財務の健全性が保たれ、投資者保護に万全を期すことを目的としている。証券会社は適切な自己資本規制比率を維持すること等を通じて、その業務に伴うリスクを総体的に把握・管理し、各種リスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（＝固定化されていない自己資本）を保持しなければならない。当局としては、自己責任原則の下で行われる適切な自己資本規制比率の維持等を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングを通じ、証券会社の財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

Ⅱ－２－１ 自己資本規制比率の正確性

自己資本規制比率の算出の正確性については、法第 52 条第 1 項及び証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（以下、「自己資本規制府令」という。）の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証することとする。

（１）劣後債務・劣後特約付社債の適格性について

- ① 法第 54 条第 1 項の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。
- ② 自己資本規制府令第 2 条第 2 項各号又は同条第 3 項各号に掲げる性質のすべてを有しているか。
- ③ 上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。
- ④ 次のような場合には、自己資本規制府令第 2 条第 4 項第 3 号に規定する劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っているものとして、当該資金の額を控除しているか。
イ. 当該借入先又は当該保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合（当該

劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。)

ロ. 当該借入先又は当該保有者に、経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合

ハ. 当該借入先又は当該保有者の株券その他の有価証券等を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合（経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、当該株券その他の有価証券等を、純投資目的等により流通市場等からの調達により保有している場合、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合を除く。)

(2) 控除資産から控除する担保金等について

自己資本規制府令第3条第2項及び第3項の規定に基づき土地・建物の時価額等を控除している場合又は同条第5項及び第6項の規定に基づき担保金その他の資産の時価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

① 土地・建物の時価額等を控除している場合に、当該土地・建物の時価額が適切に算出されているか。

② 担保金その他の資産の時価額を控除している場合に、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

(3) リスク相当額の把握について

自己資本規制府令第4条第4項の規定に基づき、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

① すべての保有する有価証券等の時価額（月末にあっては、客観性の検証を行った時価額）に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、固定化されていない自己資本の額に比しポジションが恒常的に小さい等、重要性の乏しいものについては、概算により把握することができるものとする。

② 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。ただし、月末以外においては、未

収入金及び未収収益については、金融収益に係るもの及び経過的に約定日に計上されるもの（受渡日に入金されなかったものを除く。）を除くことができるものとする。

- ③ 市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役が了知しているか。

(4) 貸付有価証券の確認

保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。

Ⅱ－２－２ 証券会社の自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応

証券会社の経営の健全性を確保していくための手法として、法第 52 条第 1 項に基づき、自己資本規制比率による「早期是正措置」が定められており、証券会社はその健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みをする必要がある。

このため、自己資本規制比率が法令に定められた水準を下回った場合の監督上の対応として、以下に掲げるような措置を講ずることにより、証券会社に早期の改善を促していくものとする。

- (1) 自己資本規制府令第 19 条第 3 項の規定に基づく届出があったときは、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、ヒアリング等を通じて自己資本規制比率の当面の見通し等について確認し、自主的な改善を促すこととする。

なお、長期に亘り、自己資本規制比率が 140%を下回っている場合や繰り返し 140%を下回っている場合は、法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行う等により当該証券会社の自己資本規制比率の状況の把握に努めるものとする。

また、自己資本規制府令第 19 条第 5 項の規定に基づく届出書が提出されるまでの間、営業日ごとの自己資本規制比率に関する届出書の確認やヒアリングを行う等により、当該証券会社の自己資本規制比率の状況や各リスクの状況の把握に努めるものとする。

- (2) 上記の届出において、自己資本規制比率が 120%を下回っている場合は、届出書に添付された「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書」を確認するとともに、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行う等により、自己資本規制比率回復の

ための具体的方策及び時期、顧客資産の分別保管の状況、資金繰りの状況を把握し、改善のための努力を促すこととする。

- (3)(2)の状態において、報告徴求やヒアリング等により把握した当該証券会社の状況を踏まえ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、その必要性に応じて、
- ① 自己資本規制比率について、法定の自己資本規制比率を回復し、恒常的に維持するための方策（その具体的内容及び実施時期を含む。）を立案し、講ずること、
 - ② 不測の事態に備え、有価証券、金銭等の適切な保全管理、資金繰りのきめ細かな管理等により投資者保護のために万全の措置を講ずること、
 - ③ 会社財産を不当に消費する行為を行わないこと、
 - ④ 自己資本規制比率回復のための具体策を反映した日々ベースの貸借対照表、資金繰り及び自己資本規制比率の見通しの策定、などについて、法第56条の2第1項に基づく命令の発出を行うこととする。

II-2-3 市場リスク管理態勢

市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を併せたものであり、証券会社は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。

(1) 主な着眼点

総合的なリスク管理体制の整備、適切なリスク認識と評価、ポジション枠等の適切な設定と管理、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、市場リスクが適切に管理されているか（着眼点の詳細については、必要に応じて証券検査マニュアルを参照。）。

(2) 監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、市場リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第59条第1項に基づく報告徴求を行い改善を促すこととする。

(3) 具体的取扱い

① 自己売買業務に係るリスク管理

株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理に当たっては、自己資本規制府令第4条第4項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日

把握することに加え、以下の点に留意するものとする。

イ. 株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理

- a 自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等(以下、「許容市場リスク額等」という。)を設定すること。
- b 許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。
- c 許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。

ロ. 日中における自己売買業務の適切な管理

- a 株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する体制を整備すること。
- b 日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、イに代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。
 - i) 日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
 - ii) 日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク額等を上回っていないことを適時確認する手法
 - iii) イで設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限度枠をトレーダー毎又はユニット毎に配分した上で、当該ポジション限度枠の遵守状況を適時確認する手法

ハ. 財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合において、適切な措置が講じられる体制を整備すること。

② 市場リスク算出方法を選択する合理的な理由の確認

自己資本規制府令第5条第2項の規定に基づき、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出している場合には、次の点に留意の上、その合理的な理由があるか確認するものとする。

イ. リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択して

いる場合

- a リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
- b 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。

ロ. 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合

- a 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。
- b 市場リスク全体を統合的に把握する部署によりリスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される体制となっているか。

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取引の状況等に鑑み、その国の代表的な株価指数としてふさわしいか確認するものとする。

- a 日本国 日経平均株価指数、日経 300 株価指数、東京証券取引所株価指数
- b アメリカ合衆国 S & P 500 株価指数
- c イタリア共和国 M I B 30 株価指数
- d オーストラリア連邦 オール・オーディナリー株価指数
- e オランダ王国 E O E 株価指数
- f カナダ T S E 35 株価指数
- g グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 F T S E - 100 株価指数、F T S E - M i d 250 株価指数
- h スイス連邦 S M I 株価指数
- i スウェーデン王国 O M X 株価指数
- j スペイン I B E X 株価指数
- k ドイツ連邦共和国 D A X 株価指数
- l フランス共和国 C A C 40 株価指数
- m ベルギー王国 B E L 20 株価指数
- n 香港 ハンセン株価指数

④ 国際機関

標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、国際機関に該当するものとする。

⑤ 内部管理モデルに係る外部監査結果の確認

内部管理モデル方式を利用している証券会社に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認するものとする。

⑥ 国債の入札前取引

国債の入札前取引を行う場合の、表面利率等発表前における自己資本規制比率の算出については、以下のとおり取り扱うことに留意するものとする。

イ. リスク相当額の算出に当たっては、算出時点の流通市場における実勢価格を考慮して合理的に算定された利率、又は当該取引の対象となる国債と償還年限及び発行形式が同一である国債の直近発行例における表面利率（利率が「基準金利－ α 」により決定される国債については、「直近の基準金利－前回債の α 」）を、仮の表面利率として利用するものとし、その際、当該計算方法については、継続して使用すること。

ロ. 当該国債に係る入札が実施され、銘柄名、表面利率等が発表された際には、遅滞なく、当該表面利率等に基づき再計算を実施し、当該表面利率発表日以降の自己資本規制比率の計算に適用すること。

Ⅱ－２－４ 取引先リスク管理態勢

取引先リスクとは、取引先に対する債権の保有に伴うリスクをいい、取引先が義務を履行しないことにより、証券会社が損失を被るリスクである。証券会社は、取引先リスクを適切に管理していくことが重要である。

（１）主な着眼点

総合的なリスク管理体制の整備、適切なリスク認識と評価、新商品・新規業務導入時の社内検証の実施、役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、取引先リスクが適切に管理されているか（着眼点の詳細については、必要に応じて証券検査マニュアルを参照。）。

（２）監督手法・対応

月次のオフサイト・モニタリング報告やそれに基づくヒアリング等を通じて、取引先リスクの状況やリスク管理態勢の把握に努めるものとし、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行い改善を促すこととする。

(3) 具体的取扱い

① 与信相当額から控除している担保金等の確認

自己資本規制府令第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき担保金その他の資産の時価額を控除している場合においては、次の点に留意の上、控除額が適切であるか確認するものとする。

イ. 当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか。

ロ. 当該担保金その他の資産の時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。

② 法的に有効な相対ネットティング契約の確認

取引先リスク相当額を算出する場合において、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引について、相殺した後の額により与信相当額を算出しているときは、次の点を確認するものとする。

イ. その法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、証券会社の与信が当該ネットティング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、法的見解（リーガル・オピニオン）を書面により確認しているか。

ロ. 関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。

- a 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所の所在する国の法律
- b ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律
- c ネットティングを行うために必要な契約に係る法律

③ 保証予約の確認

形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているか確認するものとする。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 58 条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約に該当するものとする。

④ 債務超過と認められた法人の確認

公表又は未公表を問わず、検査部局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制府令別表第 18 備考 5 (4) の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」に該当する。

⑤ 連結財務諸表提出会社の確認

自己資本規制府令別表第 18 備考 3 に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社とは、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものをいうことに留意し、当該事実を監査報告書により、適宜、確認するものとする。また、関係会社に対する与信相当額及び取引先リスク相当額の計算については、その内容が適正であることを、契約書及び監査報告書等を参考に、適宜、モニタリングするものとする。

⑥ 国際機関

標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行及び欧州評議会社会開発基金は、国際機関に該当するものとする。

Ⅱ－２－５ 国際的に活動する証券会社グループについて

国際的に活動する証券会社グループの監督については、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。特に、同指針Ⅱ－２－１に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して次のとおり取り扱うものとする。

(1) グループを構成する証券会社が自己資本規制府令に基づき内部管理モデル方式の承認を得ている場合は、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。

(2) グループの経営管理会社又はグループ内の証券会社に対し、法第 59 条第 1 項に基づき以下の項目などについて報告を求めることとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。

なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令等を発出す

ることとする。

- ① 証券会社グループの構成企業（同企業が金融機関である場合はその監督官庁も含む。変更があった場合も遅滞なく報告。）
- ② 証券会社グループのリスク管理方針（変更があった場合も遅滞なく報告。）
- ③ 証券会社グループの自己資本、所要自己資本、自己資本規制比率（グループの自己資本をその所要自己資本で除した数値をいう。Ⅱ－２－５において同じ。）（半期ごとに報告。）
- ④ 証券会社グループの連結財務諸表（四半期ごとに報告。）
- ⑤ 証券会社グループの主要なグループ内取引の状況（毎月報告。）
- ⑥ 証券会社グループの自己資本規制比率が 120%を下回った旨の報告（120%を下回った場合、直ちに報告。）

Ⅱ－３ 業務の適切性

Ⅱ－３－１ 法令等遵守態勢

(1) 法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備

証券会社が、証券市場の仲介者としての自らの業務の公共性を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、証券会社に対する投資者からの信頼を確立し、ひいては多数の投資者が集う証券市場の信頼を確保する上で重要である。コンプライアンス体制の整備については、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

- ① コンプライアンスが経営の最重要課題の一つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は役職員に対してその存在及び内容について周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに日常の業務運営において実践されているか。
- ② 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に、評価及びフォローアップが行われているか。また、内容の見直しが行われているか。
- ③ コンプライアンス関連の情報が、営業部門、コンプライアンス担当部署／担当者、経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。
- ④ コンプライアンスに関する研修・教育体制が確立・充実され、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、内容の見直しを行うなど、実効性の確保に努めているか。
- ⑤ 証券会社の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資するため、証券会社における法令諸規則等の遵守状況を管理する業務を担う者として、証券業協会の規則で定めるところにより設置される内部管理責任者等の機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、その評価及びフォローアップが行われているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の法令等遵守体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な業務改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－３－２ 証券事故等に対する監督上の対応

証券事故等（注）に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

（注）証券事故等とは、次のいずれかをいう。

- i) 証券会社に関する内閣府令（以下、「会社府令」という。）第 46 条第 1 項第 8 号に規定する法令又は諸規則に反する行為
- ii) 証券会社又はその役職員が告発等を受けたとき
- iii) その他証券会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

（１）主な着眼点

① 証券事故等の発覚の第一報

証券会社において証券事故等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。なお、証券会社から第一報がなく届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

- イ. コンプライアンス規程等に則った本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告。
- ロ. 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報。
- ハ. 事故の発生部署とは独立した部署（内部監査部門等）での事故の調査・解明の実施。

② 業務の適切性の検証

証券事故等と証券会社の業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- イ. 当該事故等への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ロ. 当該事故等の内容が証券会社の経営等に与える影響はどうか、顧客や有価証券取引市場に与える影響はどうか。
- ハ. 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ニ. 再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か、責任の所在が

明確化されているか。

ホ. 当該事故等の発覚後の対応が適切か。

(2) 監督上の措置

証券会社からの報告や届出書の提出等により証券事故等があったことを把握した場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-3-3 内部管理体制

II-3-3-1 顧客管理体制

証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行の確保の観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと)。

(1) 主な着眼点

① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客カードの整備とあわせ適時の把握に努めるとともに、投資勧誘に当たっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底しているか。

ロ. 内部管理部門においては、顧客属性等の把握の状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する体制構築に努めているか。

② 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用

イ. 顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座毎の売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、顧客の取引実態の把握の参考としているか。

ロ. 取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば部店長等(担当者以外の責任者

をいう。Ⅱ－３－３－１及びⅡ－３－３－２において同じ。)による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。

ハ. 内部管理部門においては、各部店長等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築するよう努めているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の顧客管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第59条第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第56条第1項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－３－３－２ 営業員管理体制

証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、営業員の投資勧誘実態の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。

(1) 主な着眼点

① 営業員の投資勧誘実態の把握及びその適正化

イ. 投資勧誘実態の把握について、例えば、部店長等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。

ロ. 内部管理部門においては、投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築しているか。

② 役職員の法令遵守意識の徹底

イ. 役職員の法令等遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令等遵守意識の向上を図っているか。

ロ. 内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高める措置を講じているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の営業員管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-3-3-3 顧客の不公正取引防止のための売買管理体制

証券会社は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令（以下、「行為規制等府令」という。）第 10 条第 10 号その他の顧客の不公正取引の防止のための売買管理に際しては、以下の点に特に留意するものとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）。

(1) 主な着眼点

① 顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底

- イ. 顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動向等の的確な把握に努めること。
- ロ. 内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備すること。

② 売買審査基準の策定及びその効果的活用

- イ. 顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、その騰落率や自社の市場関与率及び特定顧客による売買状況等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出に努めること。
- ロ. 抽出銘柄について、具体的な審査基準を策定し、作為的相場形成等の不公正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な売買管理に努めること。
- ハ. 内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備すること。

③ その他

- イ. 顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の空売りに関する内

閣府令第3条第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知すること。

ロ. 価格制限を潜脱する注文を受託することのないよう、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ顧客への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な売買管理に努めること。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の売買管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じ法第59条第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第56条第1項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-3-4 苦情処理体制

証券会社が顧客からの苦情や問合せに真摯に対応して顧客の理解を得ようとすることは、証券会社にとって投資者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ投資者保護上重要な活動の一つであることから、証券会社による苦情処理体制について例えば以下のような点に留意して検証することとする。

(1) 主な着眼点

① 苦情等に対する会社の取組み

取締役会は、顧客からの苦情等によって、自社の信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し、適切な方策を講じているか。

② 苦情等処理体制の整備

苦情等の担当部署や処理手続が明確に定められ、迅速かつ適切に処理・対応が行われる体制となっているか。苦情等の内容は、経営に重大な影響を与え得る事案であれば内部監査部門や取締役会に報告するなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制となっているか。

③ 顧客説明の履行

申出のあった内容に関し、顧客に対し十分に説明が行われているか。苦情等の対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。

④ フィードバック

苦情等の内容は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、蓄積と分

析を行うことによって、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された、証券会社の苦情処理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-3-5 行為規制等に係る留意事項

(1) 関係外国証券業者との取引一任勘定取引契約について

証券会社は、行為規制等府令第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づく契約を締結する場合は、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が、明確に分離されていること。
- ② 法定帳簿の作成において、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理される必要があること。

(2) 取引一任勘定取引の適用除外の範囲

行為規制等府令第 1 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。

- ① 特定の価格（あらかじめ定める方式により決定される価格を含む。）以上（売り注文の場合）又は以下（買い注文の場合）。
- ② 特定の価格を基準値として適切な値幅を特定したもの。
- ③ 証券会社に一日の取引の中で最良執行を要請した上で価格について当該証券会社が裁量で定めること（いわゆる CD 注文をいう。）。
- ④ 一日の出来高加重平均価格等あらかじめ定める方式により決定される価格を目標とすること（いわゆる VWAP ターゲット注文が含まれる。）。

(3) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 5 号について

証券会社が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、業務を営む

場合においては、顧客に対する誤認防止の観点から、以下の点に留意して行うものとする。

- ① 当該証券会社と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられていること。
 - ② 当該証券会社が、顧客に対して以下の趣旨を十分に説明すること。
 - イ. 当該証券会社と当該金融機関とは別法人であること。
 - ロ. 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務は、当該金融機関が提供しているものではないこと。
- (4) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第7号について
証券会社が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知（④については顧客の同意した方法による場合を含む。）していない場合は、行為規制等府令第10条第7号の規定に該当するものとする。
- ① 法第41条第1項に規定する取引報告書に記載すべき事項
 - ② 会社府令第60条第1項第13号に掲げる取引残高報告書に記載すべき事項
 - ③ 顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該国債に係る入札が成立した後においては、当該取引に係る銘柄、単価及び金額並びに当該取引の約定の際に取引報告書において通知した事項（償還予定日及び約定利回りを除く。）
 - ④ 顧客が国債の入札前取引を行った場合であって、当該取引契約に係る停止条件が不成就となった後においては、当該事実及び当該取引の成否に係る事項（通知しないことについて顧客から同意を得た場合を除く。）
 - ⑤ ①～④に掲げるもののほか、金銭若しくは有価証券の受渡しに関する事項（ただし、金融機関を通じて金銭の受渡しを行う場合、振替決済により有価証券の受渡しを行う場合等、顧客との間で直接金銭又は有価証券の受渡しを行わない場合における当該受渡しに関する事項を除く。）
- (5) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第8号について
証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、行為規制等府令第10条第8号の規定に該当するものとする。
- ① 投資信託又は投資法人（Ⅱ－3－5（5）において「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等）

- ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等）
- ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、取得手数料等）
- ④ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの

なお、証券仲介業者に証券仲介業務の委託を行う場合であって、委託契約に基づき証券仲介業者が勧誘を行う場合は、証券仲介業者が説明を行うこととなるが、その場合であっても、所属証券会社等は、証券仲介業者を監督する立場から、当該証券仲介業者による説明が適切に行なわれているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を行う必要があることに留意するものとする。

(6) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について

- ① 証券会社が、法第2条第8項第5号又は第6号（私募の取扱いを除く。）の行為により債券（行為規制等府令第10条第9号に規定する債券をいう。）を個人の顧客に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、行為規制等府令第10条第9号の規定に該当するものとする。

イ. 当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回りと比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨。

ロ. 当該債券の償還条件が、有価証券市場における相場その他の指標（以下、「指標等」という。）の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨。

- ② ①イについては、以下の点に留意すること。

イ. 「当該債券」とは、個人向け社債等（日本証券業協会理事会決議「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について」に定義する「個人向け社債等」をいう。）に該当する債券をいうこと。

ロ. 「類似の債券」とは、個人向け社債等であって、当該債券（新発債）の償還日に6ヶ月を加えた期間内に償還日が到来するもののうち、当該債券（新発債）の償還日に最も償還日の近い銘柄（複数銘柄が存在する場合は、直近に発行が行われた銘柄とする。）をいうこと。

ハ. 「顧客にとって著しく不利な状況」については、募集（売出）時点の金利水準その他の事情を勘案し、例えば、以下の値（ α ）を基に判断すること。

$$\alpha = X \text{（類似の債券のクレジット・スプレッド相当分）} - Y \text{（当該）}$$

債券（新発債）のクレジット・スプレッド相当分）

$X = (\text{類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値（募集を行う日の前日付で発表された値）の平均値（注）} - (\text{類似の債券と償還日が最も近い国債の日本証券業協会発表の公社債売買参考統計値の平均値単利（募集を行う日の同日付で発表された値）})$

$Y = (\text{当該債券（新発債）の応募者利回り（単利）}) - (\text{当該債券（新発債）と償還日が最も近い国債の公社債売買参考統計値の平均値単利（条件決定日の翌日付で発表された値）})$

(注) 「類似の債券に係る「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」上の報告値の平均値」は、「個人向け社債等の店頭気配情報発表制度」に基づき日本証券業協会に報告・発表される、当該類似の債券に係る各報告会員の報告値（単利）を単純平均したものとする。

③ ①口については、以下の点に留意すること。

イ. 「顧客にとって不利な状況」とは、証券会社があらかじめ一定の値幅を定め、債券を取得させ又は売り付けようとする時点の（又はその前日の対象銘柄の終値等を基にした）当該債券の理論価格が募集（売）出）価格からの当該値幅を超えて下落している場合をいうこと。

ロ. イの理論価格は債券の発行（売）出）条件を決定した際に基となった算定式によって算定すること、値幅は募集・売）出）期間後の販売に係る社内ルールにおいて定められた水準（仕切値幅制限）を踏まえたものであること、理論価格の算定式等の記録の整理・保存を行うこと及び当該取扱いに係る社内ルールの整備など適切な社内管理体制を整備すること。

ハ. 他社株転換権付社債や償還特約付日経平均リンク債といった株式市場の相場により償還条件が決まる債券（以下、「EB等」という。）に関する「顧客にとって不利な状況」については、イの方法に代えて、EB等を取得させ又は売り付けようとする時点の対象銘柄の価格（又はその前日の対象銘柄の終値）が、当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）と比較して7%以上下回る場合とすることも認められること（募集（売）出）期間前に当該方法によることをあらかじめ定めている場合に限る。）。

ニ. 募集・売）出）期間中に上記のいずれの方法を採用するかに関わらず、募集・売）出）期間経過後のEB等の販売に当たっては、社内ルールに基づいて算出した適正な取引価格を提示しない場合には、行為規制等府令第4条第1号違反となる場合があること。

④ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号に規定する説

明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社が行うこととされている場合には、証券会社が説明を行うこととなる。

なお、証券仲介業者が当該説明を行うこととされている場合であっても、所属証券会社等は、証券仲介業者を監督する立場から、当該証券仲介業者による説明が適切に行なわれているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を行う必要があることに留意するものとする。

(7) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第11号について

証券会社の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、証券会社の行為規制に関する内閣府令第10条第11号の規定に該当するものとする。

- ① 自社の電子情報処理組織について、電子情報処理組織の専門家によるシステム監査等、適切なチェックを定期的に行っていない場合
- ② 電子情報処理組織の障害等の発生後、速やかに、適切な再発防止策が講じられていない場合
- ③ 緊急事態に対応するための適切なコンティンジェンシープラン等が策定されていない場合

(注) 「電子情報処理組織の障害等」とは、その原因を問わず、証券会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害で、下記のいずれかに該当するものをいう。

- i) 顧客からの委託注文等の受注、執行や預かり資産の払い出し等に関し、遅延、停止等が生じているもの。
- ii) 資金繰り、財務状況の把握等に影響があるもの。
- iii) その他業務上、上記に類すると考えられるもの。

(8) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第12号について

証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際には、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、当該証券仲介業者に対し、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制の確立につき指導するとともに、当該証券仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その構築に当たっては、以下の点に特に留意して行うものとする。

① 顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底

- イ. 顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客の同意を得たうえで顧客情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、投資勧誘に当たって、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努め

るよう証券仲介業者に対して求める具体的取扱方法を定め、当該方法を証券仲介業者に周知し、徹底すること。

- ロ. 顧客属性等の顧客情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、証券仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を証券仲介業者に周知し、徹底させること。
- ハ. 管理担当部門においては、証券仲介業者による顧客属性等の把握状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する体制構築に努めること。

② 証券仲介業者の投資勧誘実態の把握及びその適正化

- イ. 証券仲介業者による投資勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の責任者等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講ずること。
- ロ. 管理担当部門においては、証券仲介業者による投資勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を証券仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築させるよう努めること。

③ 証券仲介業者の法令遵守意識の徹底

- イ. 証券仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、証券仲介業者の法令遵守意識の向上に努めること。
- ロ. 管理担当部門においては、証券仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めること。

(9) 法第50条に規定する説明書類に係る留意事項

- ① 法第50条に規定する説明書類（Ⅱ-3-5（9）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう証券会社に指示するものとする。
- ② 「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。
- ③ 説明書類については、各証券会社が店舗に備え置いた日を確認するものとする。

- ④ 説明書類については、法令に規定する事項に、各証券会社の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。

(10) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の行為規制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II - 3 - 6 顧客情報の管理

顧客に関する情報は、証券取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律、行為規制等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

(1) 主な着眼点

- ① 顧客に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。
- ② 顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。
- ③ 個人である顧客に関する情報については、行為規制等府令第 10 条第 4 号の 2 に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
- （安全管理について必要かつ適切な措置）
- イ. 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置
- ロ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置

(従業者の監督について必要かつ適切な措置)

- ハ. 保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置
- ニ. 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

- ④ 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、行為規制等府令第 10 条第 4 号の 3 に基づき保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- イ. 労働組合への加盟に関する情報
- ロ. 民族に関する情報
- ハ. 性生活に関する情報

- ⑤ 顧客情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の顧客情報管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めるとして、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ-3-7 本人確認、疑わしい取引の届出

近年の国際的なマネー・ローンダリング対策の重要性の高まりを踏まえ、証券会社は本人確認の徹底を図るとともに反社会的勢力への対応を図ることにより、証券会社がテロ資金提供やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要であり、例えば以下のような点に留意する必要がある。

(1) 本人確認の徹底

- ① 定期的又は必要に応じ随時に、顧客取引の継続的なモニタリングを行い、かつ把握されている顧客属性との整合性の確認を行うことで、異常取引やなりすまし等の不正取引を抽出する体制となっているか。そのための顧客属性の把握を常時行い、顧客情報が最新のものであることを確

保する体制となっているか。そのために、例えば以下のような措置を講じているか。

イ. 電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座や暗証番号が同一の顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、取引実態の把握や顧客本人への連絡等により取引の相手方が本人であることを確認すること。

ロ. 住所等の変更を適時把握すること。

- ② 証券会社が過去に取得した本人確認情報についての真実性・妥当性に疑いが生じた場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合には、本人確認書類の再提出を求めるなどして、顧客の本人確認の再確認を行っているか。なお、再確認を行うことなく当該顧客との取引を行っている場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条第1項に規定する本人確認義務に違反する。

(2) 疑わしい取引の届出

疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。また、疑わしい取引に関する情報を入手した際、当局に対し速やかに当該届出が行われているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の本人確認及び疑わしい取引の届出に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第59条第1項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第56条第1項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-3-8 事務リスク管理態勢

(1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員（外務員を含む）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより証券会社が損失を被るリスクである。証券会社は、事務リスクに係る内部管理体制を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により、信頼性の確保に努める必要があることから、例えば以下の点に留意して検証することとする。

① 主な着眼点

イ. 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。

ロ. 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

ハ. 事務部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。事務に係る諸規程が明確に定められているか。また、当該諸規程は必要に応じて適切に見直しが行われているか。

ニ. 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。また、事務部門は、営業部店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。両部門は、適宜連携を図り営業部店の事務水準の向上を図っているか。

(2) 事務の外部委託について

証券会社は事務の外部委託を行う場合でも、当該委託事務に係る最終的な責任を免れるものではないことから、顧客保護及び経営の健全性を確保するため、証券会社の業容に応じて、例えば以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

① 主な着眼点

イ. 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。

ロ. 外部委託している事務のリスク管理が十分に行えるような体制を構築しているか。

ハ. 外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が講じられているか。

ニ. 委託契約によっても証券会社と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、当該証券会社が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。

ホ. 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、証券会社において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するため

の体制整備が行われているか。

へ. 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

- a 保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置
- b 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

ト. 委託事務に係る苦情等について、顧客から証券会社への直接の連絡窓口を設けるなど適切な苦情相談体制が整備されているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の事務リスク管理態勢ないし事務の外部委託管理態勢に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－3－9 システムリスク管理態勢

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や証券会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や証券会社が損失を被るリスクをいうが、証券会社の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、証券会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、更にコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセスや漏えい等のリスクが大きくなっている。

システムが安全かつ安定的に稼動することは、決済システム及び証券会社に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

(1) 主な着眼点

システムリスク管理態勢の検証については、証券会社の業容に応じて、例えば以下の点に留意して検証することとする（着眼点の詳細については、必要に応じて証券検査マニュアルを参照。）。

① システムリスクに対する認識等

イ. 取締役会等において、システムリスクが十分認識され、リスク管理の基本方針が策定されているか。

ロ. システムリスクに関する情報が、適切に経営者に報告される体制となっているか。

② 適切なリスク管理体制の確立

イ. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理体制が構築されているか。

ロ. 具体的基準に従い管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。

ハ. システムリスク管理体制は、自社の業務の実態やシステム障害等の把握・分析、システム環境等に応じて見直しがされ、実効性が維持される体制となっているか。

③ システム監査

イ. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。

ロ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

④ 安全対策の整備

イ. 安全対策の基本方針が策定されているか。

ロ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑤ 外部委託管理

システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

⑥ コンティンジェンシープラン

イ. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

ロ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される体制となっているか。

⑦ システム統合リスク

イ. 証券会社の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、そのリスク管理体制を整備しているか。

ロ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ハ. 業務を外部委託する場合であっても、証券会社自らが主体的に関与する体制を構築しているか。

ニ. システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人によ

る監査等の第三者機関による評価を活用しているか。
ホ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

⑧ 障害発生時の対応

イ. 障害発生時に、顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。

ロ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた対応策をとっているか。

ハ. 障害発生時、速やかに当局に報告する体制が整備されているか。

(2) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社のシステムリスク管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第59条第1項に基づく報告を求めると通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第56条第1項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

② システム統合時

証券会社が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、必要に応じて、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む）、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の公表後から当該システム統合完了までの間、法第59条第1項に基づく報告を定期的に求めるものとする。

(3) システム障害時における対応

① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式1）にて当局あて報告を求めるとする。

また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする（ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも1ヶ月以内に現状について報告を行うこと）。

なお、財務局は証券会社から報告があった場合は直ちに金融庁証券課に連絡すること。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、証券会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- ・ 預り有価証券の売却、解約代金の払い出し等に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。
- ・ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。
- ・ その他業務上、上記に類すると考えられるもの。

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の ATM が停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗の ATM や窓口において対応が可能な場合）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて法 59 条第 1 項に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 56 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－３－１０ 危機管理体制

近年、証券会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など証券会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。こうした多様なリスクが顕在化した場合であっても、証券会社は業務の公共性に鑑み、その機能を極力維持することで、市場ひいては社会における無用の混乱を抑止するよう努めることが望ましいと考えられる。以上を踏まえ、証券会社の監督に当たっては、その業務に応じ、例えば以下の点に留意して検証することとする。

（１）主な着眼点

① 平時における対応

- イ. 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ロ. 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは自社の業務の実態や自社を取り巻くリスク環境等に応じ、常時見直しを行うなど実効性が維持される体制となっているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
- ・ 社会インフラの機能停止（大規模停電、通信障害、コンピュータ事故等）
- ・ テロ行為（予告、破壊行為）
- ・ 対企業犯罪（サイバー・テロ、反社会的勢力の介入、役職員の誘拐等）

ハ. 危機管理マニュアルは、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

ニ. 危機管理マニュアルには、危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む）への報告・連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。

ホ. 日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。また、危機発生時には、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

② 危機発生時における対応

イ. 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該証券会社における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ法第 59 条第 1 項に基づき報告徴求を行うこととする。

ロ. 上記の場合には、速やかに金融庁証券課に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

③ 事態の沈静化後における対応

証券会社における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該証券会社に対して、事案の概要と証券会社の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて、法第 59 条第 1 項に基づき報告徴求を行うこととする。

④ 風評に対する危機管理体制

イ. 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び営業店の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他社や取引先に関する風評が発生した場合の対応方法についても検討しておくことが望ましい。

ロ. 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。

（２）監督手法・対応

日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社の危機管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 59 条第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、証券会社における自主的な改善状況を把握することとする。更に、重大な問題があると認められる場合であって、投資者保護のため必要と認められるときは、法第 56 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ. 証券会社の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－１ 一般的な事務処理等

Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務

(1) 本事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表

監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表することとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

各財務局は創意・工夫により、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。

① 決算ヒアリング

半期ないし四半期毎に、決算の状況や財務上の課題等についてヒアリングを実施することとする。なお、具体的なヒアリングの実施に当たっては、証券会社の財務内容、業務内容等に応じて対象先を適宜抽出するなど、効率的な実施に努めるものとする。

② 総合的なヒアリング

証券会社の決算状況等を踏まえ、会社の経営戦略及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、ガバナンスの構築等に関して、ヒアリングを行う。また、必要に応じて、監督部局幹部による証券会社経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。

(3) モニタリング調査表の提出について

財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、法第 59 条第 1 項に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局証券監督担当課は、金融庁証券課との十分な連携によりこれを行うものとする。

- ① 自己資本規制比率の状況
- ② 業務、経理の状況
- ③ 顧客資産の分別保管の状況
- ④ 市場リスク
- ⑤ 取引先リスク
- ⑥ オペレーショナルリスク

⑦ 流動性リスク

(4) 行政処分に係る公告の留意事項

法第56条の4に規定に基づき行政処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

- ① 商号
- ② 本店の所在地
- ③ 登録番号
- ④ 登録年月日
- ⑤ 行政処分の年月日
- ⑥ 行政処分の内容

(5) 類似商号使用者等の実態把握等

一般投資家からの苦情、捜査当局からの照会、証券会社・証券業協会等からの情報提供又は新聞広告等から類似商号を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、一般投資家から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

(6) 類似商号使用者等に対する警告等

① 明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「〇〇証券」、「〇〇証券株」、「株〇〇証券」等）については、別紙様式2により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

② 証券会社と紛らわしい商号（注）を使用している者については、別紙様式3により文書で警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、電話で確認する等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が証券会社とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式4により再度文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。

また、当該業者が無登録で証券業を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに中止するようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。

③ 類似商号を使用していない場合であっても、一般投資家からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で証券業を行っている

ことが判明した場合には、別紙様式5により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。

- ④ 別紙様式2、別紙様式4及び別紙様式5による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、捜査当局に対し告発を行うものとする。
- ⑤ 一般投資家からの苦情や通報等を受けて調査した結果、当該業者が無登録で証券業を行っているとは断定するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあるものと判断される場合には、必要に応じて、別紙様式6による文書での照会、電話や面談等により業務の状況を直接確認し、さらに、捜査当局への連絡及び情報交換を行うものとする。
- ⑥ 財務局長は、①から⑤までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。
- ⑦ 財務局長は、類似商号使用者等については、管理台帳（別紙様式7）を作成し、当該業者に対する一般投資家等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

（注）「証券会社と紛らわしい商号例」

証券会社と紛らわしい商号に関しては、一般に「証券会社と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

- 「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から証券会社と紛らわしいもの

〔例示〕

〇〇証券取引、〇〇証券売買、〇〇証券取次、〇〇証券投資、
〇〇証券商事、

〇〇証券短資、〇〇証券委託、〇〇証券媒介、〇〇証券代理
ただし、「〇〇抵当証券」のように証券取引法上の有価証券でないもので他の法律に根拠のあるものや、「〇〇証券印刷」のように明らかに証券会社と異なるものは除く。

- 「証券」という文字は使用していないが、その商号から証券会社と紛らわしいもの

〔例示〕

〇〇株式委託、〇〇株式投資、〇〇株式取次、〇〇株式売買、

- 〇〇株式取引、
- 〇〇株式代理（債券でも同様）

Ⅲ－１－２ 監督部局間の連携

（１）金融庁と財務局における連携

金融庁と財務局との間では、証券会社を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅲ－１－５に掲げる内部委任事務に係る協議等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する証券会社について、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときは、適宜監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。

（２）管轄財務局長等との連絡調整

- ① 金融庁長官又は財務局長は、他の財務局長が管轄する区域における営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止、営業の休止及び再開に係る届出書を受理した場合は、その写しを当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。
- ② 金融庁長官又は財務局長は、管轄する証券会社の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に対して、法第56条及び第56条の2に基づく処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。
- ③ 財務局長は、金融庁長官又は他の財務局長が管轄する証券会社の主要株主から、法第33条の2に基づく届出を受理した場合は、当該届出書の本紙を速やかに、金融庁長官又は当該他の財務局長に送付するものとする。また、法第33条の4に基づく届出を受理した場合は同様に扱うものとする。
- ④ 金融庁長官又は財務局長は、管轄する証券会社の主要株主に対して、法第33条の3に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所（当該主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該主要株主が非居住者である場合は関東財務局長）にその命令内容を連絡するものとする。
- ⑤ 金融庁長官又は財務局長は、自らが管轄する証券会社のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する証券仲介業者に業務の委託を行っている

る証券会社がある場合においては、当該証券仲介業者を管轄する財務局長に、当該証券仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

Ⅲ－１－３ 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い証券監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携について、以下の点に十分留意するものとする。

(1) オフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点の検査部局への還元
監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した証券会社の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は、検査部局に対し、以下のような証券会社の現状等についての説明を行うものとする。

- ① 前回検査から当該時点までの証券会社の主な動き
(他社との提携、増資、経営陣の交代等)
- ② 合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している証券会社については、経営再編のスケジュール等
- ③ 直近決算の分析結果
- ④ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
- ⑤ 総合的なヒアリングの結果
- ⑥ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ⑦ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ⑧ その他

(2) 検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応

検査部局が実施した証券会社に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。

- ① 検査結果通知書において指摘のあった法令に抵触する行為等及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ適切と認められる場合には、証券会社に対し、当該通知書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第59条第1項に基づき命ずるものとする。

また、合併等によりシステム統合等を予定している証券会社において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査含む）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式8により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、証券会社から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。
 - ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施状況、指摘事項の改善状況について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。
- (3) 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間
- ① 法第56条に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部局から勧告若しくは検査結果通知（写）を受理したときから、1ヶ月（財務局長から金融庁長官への協議を要する場合は2ヶ月）以内を目途に行うものとする。
 - ② なお、当該勧告又は検査結果通知において指摘された事項につき、事実確認等のため証券会社等に対して報告徴求を行なった場合は、報告書を受理したときから1ヶ月（財務局長から金融庁長官への協議を要する場合は2ヶ月）以内を目途に行うものとする。
 - （注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。
 - 複数回にわたって、法第59条第1項に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
 - 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。
 - （注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。
 - （注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

(4) 検査・監督連携会議の開催

- ① 監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携

会議を開催する。本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。

- ② 本会議においては、新事務年度の証券会社に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。

Ⅲ－１－４ 自主規制機関との連携

証券会社の監督に当たっては、法令上の規制と併せて各自主規制機関の定める規則を重視する必要があることに留意する。また、自主規制機関との間では、取引の公正性の確保や投資者保護を図る目的の範囲において、証券会社を監督する上で必要と考えられる情報についての情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じたりスクの存在や問題意識の共有を図るよう努めることとする。

Ⅲ－１－５ 内部委任

(1) 金融庁長官への協議

財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。

なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 法第 28 条の 4 第 1 項の規定による登録の拒否
- ② 法第 29 条第 1 項の規定による認可業務の認可（当該財務局の管轄区域内で最初に認可するものに限る。）
- ③ 法第 33 条の 3 の規定による主要株主に対する行政処分
- ④ 法第 34 条第 4 項の規定によるその他業務の承認（当該財務局の管轄区域内で最初に承認するものに限る。）
- ⑤ 法第 45 条ただし書の規定による弊害防止措置に関する適用除外の承認
- ⑥ 法第 56 条第 1 項の規定による登録取消、認可取消、業務停止等行政処分
- ⑦ 法第 56 条第 2 項の規定による取締役若しくは執行役又は又は監査役の解任処分
- ⑧ 法第 56 条の 2 の規定による自己資本規制比率に係る業務改善等処分
- ⑨ 法第 56 条の 3 の規定による長期営業休止証券会社に対する登録取消処分
- ⑩ 法第 61 条第 2 項の規定による協会非加入証券会社に対する社内規則

の作成又は変更の命令

- ⑪ 法第 61 条第 3 項及び第 4 項の規定による協会非加入証券会社に係る社内規則の作成又は変更若しくは廃止の承認
- ⑫ 法第 187 条の規定による調査に必要な処分
- ⑬ 自己資本規制府令第 9 条第 1 項の規定による金利感応度の分析の承認
- ⑭ 自己資本規制府令第 13 条の規定による内部管理モデル方式の承認
- ⑮ 自己資本規制府令第 16 条第 3 項の規定による承認取消処分

(2) 金融庁長官への報告

財務局長は、証券会社の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。

- ① 財務局長は、本庁監理会社が法第28条の3第1項の規定による登録を行った場合は、速やかに登録申請書の正本及び添付書類を金融庁長官へ送付すること。
- ② 財務局長は、各四半期末現在における登録証券会社の状況について、別紙様式9により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。
- ③ 財務局長は、各四半期末現在における主要株主（法第28条の4第2項に規定する主要株主をいう。）の状況について、別紙様式10により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告すること。
- ④ 財務局長は、事故確認に関する事務（法第42条の2第3項ただし書）について、別紙様式11（確認事務処理状況報告書）により半期ごとに取りまとめ、各半期末の翌月15日までに金融庁長官へ報告すること。
- ⑤ 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
 - イ. 国際業務に関する報告書（会社府令第33条第2号）
 - ロ. 駐在員事務所の設置又は廃止の届出書（会社府令別表第5）
- ⑥ 財務局長は、法第55条第1項又は第4項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑦ 財務局長は、法第62条第3項に基づき通知をしたとき（法第194の4第1項の規定に基づく財務大臣への通知を要する場合に限る。）は、速

やかに通知書の写しを金融庁長官へ送付すること。

- ⑧ 財務局長は、自己資本規制府令第16条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。
- ⑨ 財務局長は、財務局監理証券会社の前営業年度における登録免許税（登録免許税法第2条に規定する登録免許税）の納付状況を調査し、毎年4月30日までに金融庁長官へ報告すること。

（3）財務事務所長等への再委任

財務局長は、証券取引法施行令第42条の規定により財務局長に委任された事務のうち、次に掲げるものについては、申請者及び証券会社の本店の所在地を管轄する財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長に再委任することができる。

- ① 法第28条の2第1項に規定する登録申請書の受理に関する事務
- ② 法第29条の3第1項に規定する認可申請書の受理に関する事務
- ③ 法第34条第4項に規定する承認申請書の受理に関する事務
- ④ 法第30条第1項及び第3項、法第32条第4項、法第34条第3項及び第6項、法第52条第1項、法第54条第1項並びに法第55条第1項及び第4項の規定による届出の受理に関する事務
- ⑤ 法第33条の2第1項、法第33条の4、法第33条の5の規定による届出の受理に関する事務
- ⑥ 法第49条第1項及び第2項の規定により提出される書類の受理に関する事務

Ⅲ－1－6 災害時における金融に関する措置

（1）災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

- ④ 証券会社等において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮すること

(2) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所等の窓口における営業を停止するよう要請する。

ロ. 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

ハ. 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。

ニ. その他

a 警戒宣言が解除された場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。

b 発災後の証券会社等の応急措置については、上記「Ⅲ-1-6(1) 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

② 当該強化地域外に営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

証券会社等において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

③ 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

Ⅲ－１－７ 苦情処理・情報提供等

(1) 苦情等への対応

証券会社及び証券取引に関する苦情に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局等にあっては証券監督担当課が、第一義的な苦情受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき証券会社の経営の健全性を確保することが当局の職務であることを明確に説明するとともに、法に基づき苦情対応・処理を行う機関として、日本証券業協会を紹介するものとする。

(2) 情報の蓄積

証券会社に関する苦情・情報提供のうち、証券会社の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（別紙様式 12）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁証券課に報告するものとする。

Ⅲ－１－８ 法令解釈等外部からの照会への対応

Ⅲ－１－８－１ 法令照会

(1) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、法及び外国証券業者に関する法律（以下、「外証法」という。）並びにこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

(2) 照会に対する回答方法

① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。

② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（別紙様式 13）を作成し、金融庁担当課とファックス等により協議するものとする（送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐あてとする。）。

- ③ 金融庁担当課長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から受けた、次のイ及びロの項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

（注）事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等と同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

イ. 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- b 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- c 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- d 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

ロ. 照会書面（電子的方法を含む）

本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及びイに記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

ハ. 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課にファックス又は電子メールにより照会書面を送付することとする。

二. 回答

- a 金融庁担当課長は、照会者からの照会書面が照会窓口には到達してから原則として2ヶ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヶ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- b 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」
- c 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

ホ. 公表

上記二の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- ④ ③に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式14)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課又は財務局担当課の企画担当係に保存するものとする。
- ⑤ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ-1-8-2(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-1-8-2 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関し、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財

務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁証券課に対し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁証券課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下、「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

- イ. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか
- ロ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか
- ハ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

- イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- ニ. 上記ロにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当する情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ－２ 証券取引法等に係る諸手続

Ⅲ－２－１ 登録

(1) 登録申請書の印章

記載上の注意事項にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない外国人である場合が該当する。

(2) 商号

申請に係る商号が法第 28 条の 4 第 1 項第 5 号に抵触しないか確認するため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に照会するものとする。

(3) 営業所

登録申請書に記載する営業所とは、証券業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設又は設備をいい、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。

なお、無人の営業所については、各財務局管内に所在する店舗数及びこれらを統括する営業所の名称等を記入させることとする。

また、無人の営業所については、法第 31 条の商号制限の趣旨等に鑑み、当該証券会社の営業所であることが明確に判別できるような措置をとる必要があることに留意するものとする。

(4) 登録申請書の添付書類

① 住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 生年月日

ニ. 本籍

② 国内に在留する外国人が提出した外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、会社府令第 5 条第 4 号及び第 20 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。

(5) 体制審査の項目等

① 法第 28 条の 4 第 1 項第 12 号に規定する証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社であるか否かの審査に当たっては、登

録申請書及び同添付書類を参考としつつ、ヒアリングにより次の点を確認するものとする。

イ. 営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ロ. 次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

- a 法定帳簿・報告書等の作成、管理
- b ディスクロージャー
- c 顧客資産の分別保管
- d リスク管理
- e 電算システム管理
- f 売買管理、顧客管理
- g 苦情・トラブル処理
- h 内部監査

ハ. 常勤役職員の中に証券業務を3年以上経験した者が複数確保されていること。ここでいう証券業務の経験とは、法第28条に基づく登録を受けた証券会社、外証法第3条第1項に基づく登録を受けた外国証券会社及び法第65条の2第1項に基づく登録を受けた登録金融機関における証券業務の経験をいう（V-2-1(2)③において同じ。）。

② 登録申請者に対しては、証券会社登録簿に登録されるまでは一切の営業活動を行わないように注意喚起するものとする。

(6) 登録番号の取扱い

① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、42、83、103は欠番とする）ものとし、証券会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

- ・ ○○財務局長（証）第○○号

② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

③ 登録番号を別紙様式15による証券会社登録番号台帳により管理するものとする。

(7) 登録申請者への通知

証券会社登録簿に登録した場合は、別紙様式16による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

(8) 登録の拒否

- ① 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対する審査請求並びに国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を記載した別紙様式 17 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。
- ② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 28 条の 4 第 1 項各号のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(9) 証券会社登録簿

- ① 証券会社登録簿は、登録申請書の写しの第 2 面から第 6 面により作成するものとする。
- ② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と証券会社登録簿の当該面を差し替えるものとする。

なお、新株予約権付社債を発行している証券会社の新株予約権の行使による資本の額の変更届出書については、毎月末における資本の額を翌月 15 日までに提出させ、1 カ月ごとに当該証券会社登録簿を差し替えるものとする。
- ③ 本庁監理証券会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は 1 カ月分を取りまとめて翌月 20 日までに、当該証券会社の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。
- ④ 証券会社登録簿の認可事項欄には、認可を行った法第 29 条第 1 項各号の該当条項を記載する。また、本庁は、本庁監理証券会社に対して認可を行った場合は、1 カ月分を取りまとめて翌月 15 日までに、当該証券会社の登録を行った財務局に対して通知するものとする。
- ⑤ 証券会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、証券会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ⑥ 証券会社登録簿の縦覧者には、別紙様式 18 による証券会社登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。
- ⑦ 証券会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出しては

ならないものとする。

- ⑧ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
- イ. 上記⑤から⑦まで又は当局の指示に従わない者
 - ロ. 証券会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑨ 他の財務局長が登録を行った証券会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び証券会社のすべての営業所には法第50条の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に申請に係る証券会社の営業所が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。

Ⅲ－２－２ 認可、承認及び届出等

Ⅲ－２－２－１ 認可

(1) 有価証券店頭デリバティブ取引業務に係る留意事項

当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 当該業務を管理する責任者が証券業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。
- ② 当該業務に係るリスク相当額の算定方法が、過去の一定期間におけるリスク相当額を算定した結果、その妥当性が検証されていること。
- ③ 算定されたリスク相当額が申請する証券会社の自己資本規制比率に適切に反映されること。
- ④ 当該業務に係るリスク相当額の限度枠の設定が、認可を申請する証券会社の純財産額及び自己資本規制比率の状況からみて過大なものとなっていないこと。
- ⑤ 当該業務に係るリスク相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立した組織になっていること。

- ⑥ 当該業務に係る顧客との取引開始基準、リスク相当額の限度枠の設定及び適用方法並びに取引の種類及び顧客の属性別の当該限度額の設定及び適用方法に関する社内規則が整備されていること。
- ⑦ 原則として、日々、当該業務に係るリスク相当額の状況が代表権を有する取締役に対して報告が行われること。
- ⑧ 当該業務の検査を行う部署が独立した組織になっており、1年に1回程度は検査が実施されること。
- ⑨ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。
 - イ. 「有価証券店頭デリバティブ取引の業務を行うに当たっては、公益及び投資者保護に充分留意すること。」
 - ロ. 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

(2) 元引受業務に係る留意事項

当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 当該業務を管理する責任者が証券業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。
- ② 当該業務に係るリスク相当額の限度枠の設定が、認可を申請する証券会社の純財産額及び自己資本規制比率の状況からみて過大なものとなっていないこと。
- ③ 当該業務に係るリスク相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立した組織になっていること。
- ④ 当該業務の検査を行う部署が独立した組織になっており、少なくとも1年に1回は検査が実施されること。
- ⑤ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。
 - イ. 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」
 - また、資本金30億円未満の証券会社の認可に際しては、次の条件を付すものとする。
 - ロ. a 「有価証券の元引受業務を行うに当たっては、一の元引受契約に係る引受金額が100億円を超えない範囲に限ることとする。」

- b 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、この認可に付した条件を変更し、又は新たな条件を付すことがある。」

なお、上記引受け制限を付した証券会社の資本金が 30 億円以上となった場合には、認可の条件はイの条件に変更するものとする。

(3) 私設取引システム運営業務に係る留意事項

- ① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。

- イ. 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の証券会社に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所有価証券市場等に該当しないものとする。

- ロ. 顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくものについては、私設取引システム又は取引所有価証券市場等に該当する場合がある。

- ② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

イ. 内部管理

当該業務に係る内部管理の体制について、次の事項が整備されていること。

- a 当該業務を管理する責任者が証券業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。
- b 当該業務において顧客の本人確認を行う方法が確立していること。
- c 当該業務においてインサイダー取引等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び体制が確立していること。
- d 当該業務に関し、証券取引法等の法令及び諸規則に則った社内規則が整備されていること。

ロ. 顧客への説明義務等

当該業務に係る顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる体制が整備されていること。

- a 売買価格の決定方法
- b 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール
- c 決済不履行の場合の取扱い
- d 提示された価格による約定可能性

ハ. システムの容量等の安全性・確実性の確保

当該業務に係るシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されていること。

- a 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保すること。
- b 上記見込みに基づいて、十分なテストを実施すること。
- c システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその体制が確立されていること。
- d システムの異常発生時における対処方法（顧客への説明・連絡方法等）及びその体制が確立されていること。
- e システムが二重化（バック・アップ）されていること。
- f 上記事項について、第三者（外部機関）の評価を受け、システムの容量等の安全性・確実性が確認されていること。

二. 取引情報の機密保持のための予防措置

当該業務に係る顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられていること。

- a 当該業務部門とその他の部門で、業務に従事する者を明確に区別すること。
- b 当該業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されていること。
- c 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられていること。
- d 上記方策について、社内規則が整備されていること。

③ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

イ. 価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（会社府令第 59 条の 2 各号に規定する有価証券をいう。）を対象とする場合に限り。）

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

ロ. 取引量に係る数量基準

a 当該業務において株券又は新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの又は法第 75 条第 1 項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合

「1 過去 6 カ月において、株券及び新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの及び法第 75 条第 1 項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金のすべての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売買代

金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。

イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う体制（組織及び人員）を拡充・整備すること。

ロ 決済履行の確実性を確保するため、証券取引所における違約損失準備金制度と同様の制度を整備すること。

ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェックを定期的に行うこと。

2 過去6カ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について10%以上となった場合には、有価証券市場開設の免許の取得を行うこと。

3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。

4 1及び2については、当該比率を月ごとに確認するものとする。」

b その他の場合

「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。」

ハ、「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

④ 当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。

イ 認可条件が充足されているかどうかについては、取引高等について報告書等により確認すること。

ロ 認可の際に審査した諸方策についての履行状況について、必要に応じ、報告徴求等により確認すること。

ハ 認可後、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法を始めとする業務の方法等を変更しようとする場合には、法に従い、速やかに認可申請等を行うよう求めること。

Ⅲ－２－２－２ 承認

法第34条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 当該業務が関係する法令に抵触するものでないこと。

- (2) 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する証券会社の自己資本規制比率に適切に反映されること。
- (3) 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立していること。
- (4) 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な方策等が具体的に整備されていること。
- (5) 当該業務に係る社内規則が整備されていること。
- (6) 申請する証券会社の自己資本規制比率が 140%以上となっていること。

Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係

法第 45 条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 法第 45 条ただし書の承認があったものとみなす場合

証券会社の取締役又は監査役が、次に掲げる法人の理事、監事等を兼ねることにより、当該法人が当該証券会社の親法人等に該当することとなる場合において、当該証券会社が法第 54 条第 1 項の規定による届出をしたときは、当該証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人について、当該法人の関与する行為に限り、法第 45 条ただし書の承認があったものとみなす。

- ① 証券業協会
- ② 投資者保護基金
- ③ 証券取引所

(2) 法第 45 条ただし書の承認に基づく内部管理に関する業務の遂行における基本原則及び承認に当たっての基本理念

本来、内部管理に関する業務は証券会社等（行為規制等府令第 11 条の 2 第 1 項に規定する証券会社等をいう。Ⅲ－２－２－３（２）及び（３）において同じ。）にとって業務の健全性を確保する上で重要な業務であること、また、法令により証券会社による銀行業及び銀行による証券業が原則禁止されているなど、証券会社等による一定の業務に制限が課されていることに鑑み、それぞれ証券会社等において当該業務が独立し、かつ、適切に遂行される必要がある。よって、当該業務の遂行に当たって情報等を

共有し、グループ内での内部管理に関する業務を強化しようとする場合には、情報等の共有による弊害を明確に防止し、あくまでも証券会社等における内部管理に関する業務が厳格に行なわれることが原則である。この原則が堅持されつつ、証券会社等の法令遵守及びリスク管理等が厳格に実行される場合には、法第 45 条が要求している弊害防止確保の観点から、「公益又は投資者保護上支障がない」と考えられる。

(3) 法第 45 条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 11 条の 3 に基づく審査に当たっての留意事項

法第 45 条ただし書の承認における行為規制等府令第 11 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準の審査に当たっては、同令第 11 条の 2 第 3 項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。

① 法令遵守管理に関する業務

イ. 法令遵守管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

a 証券会社等それぞれにおける法令遵守管理に関する業務を担当する部門（以下、「法務コンプライアンス部門」という。）が、証券会社等それぞれが取り扱う商品の種類、当該商品内容に関連する法律問題の検討の必要性の程度、証券会社等それぞれの取引の相手方の種類等取引の実態に応じて適切な対応が可能と認められること。

b 証券会社等それぞれにおける顧客との紛争を的確に処理をすることが可能と認められること（営業を行う部門（主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう。以下、「営業部門」という。）等への適切な指導等による処理を含む。）。

c 監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。

d 法務コンプライアンス部門が下記の役割及び権限を明確に有しており、当該役割及び権限が厳格に実行されると認められること。

i) 営業部門の取引等において法令等（行為規制等府令第 11 条の 2 第 3 項に規定する法令等をいう。）違反の疑義がある場合には、当該取引等の事実関係を調査し、必要に応じて証券会社等の経営責任者（営業責任及び管理責任の双方を負う責任者として相応しい者（外国証券会社及び外国銀行支店（以下、「外国証券会社等」という。）の場合は支店長及びこれに準ずる者をいう。）をいう。以下同じ。）等に対して社内処分を提案し、監督当局への報告を的確に行うことができる権限。

ii) インサイダー取引等の不正行為を的確に防止するため、法第 166 条第 2 項に規定する「業務等に関する重要事実」となる情報（以下、「インサイダー情報」という。）の適切な管理、取引制限リス

トや要注意リストの作成を絶えず行ない、営業部門の活動を適切にモニタリングすることができる権限。

iii) 証券会社等の業務に関しレピュテーション・リスク（証券会社等が有する社会的評価及び金融市場における信用が傷つくリスクをいう。）及び企業倫理の観点からの事前検討及び事後チェックに関与することができる権限。

iv) 営業部門に対して、当該部門が行う取引について法令等の遵守の観点若しくは法的有効性、法的責任等の法的観点からの検討及び判断（以下、「法的判断等」という。）を法務コンプライアンス部門に照会させる権限（ただし、既に行った法的判断等が準用される等合理的理由がある場合を除く。）。

v) 監督当局に対する報告及び誓約等の遵守に関する監査を行い、当該監査結果の的確な実行を促す権限（ただし、内部監査及び内部検査に関する業務を行う部門（以下、「内部監査部門」という。）が当該監査を担当する場合は除く。）。

e 法務コンプライアンス部門は、証券会社等における営業部門の取引について、責任を持って法的判断等を行うこと。

f 新規業務の導入の際には下記ロの社内規則に対応する規則の策定（既存の規則の準用を含む。）を証券会社等の経営責任者に適時促す責務を担っていること。

g 証券会社等の一の法人における法令遵守管理に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること。

ロ. 法令遵守管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記イの内容、法令遵守管理に関する業務の手続及び証券会社等における全ての業務に係る法令等遵守における責任体制（営業部門と法務コンプライアンス部門との間における、法令等遵守に関する責任分担を含む）に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

② 損失の危険の管理に関する業務

イ. 損失の危険の管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

a 証券会社等それぞれにおけるリスク（市場リスク（株価、金利及び外国為替相場等の変動が保有する有価証券等の価格の変動をもた

らすこと等により発生し得る危険)、信用リスク(取引の相手方の倒産等による契約不履行その他の理由により発生しうる与信リスク)、オペレーティングリスク(事務処理の誤り、正確な情報処理が行なわれないこと等日常的な業務の遂行の過程において発生しうる危険))を管理する業務(以下、「リスク管理業務」という。)を担当する部門(以下、「リスク管理部門」という。)が、証券会社等それぞれが取り扱う商品の種類、当該商品により生ずるリスクの種類及び程度、証券会社等それぞれの取引の相手方の種類等取引の実態に応じてリスク管理を適切に実行できると認められること。

b リスク管理業務が下記の要領で行われることとなっており、当該リスク管理業務が厳格に実行されると認められること。

i)証券会社等におけるリスクが統合されて把握されるのみならず、それぞれの法人において個別に把握されていること。

ii)証券会社等それぞれにおけるリスクの保有が独立した法人として合理性を説明できる以上の負担とはならないように管理されていること。

iii)証券会社等それぞれにおける財務の健全性を確保するとともに、当該統合リスク管理の濫用を行わないこと。

iv)オペレーティングリスクを管理する部門は、証券会社等それぞれにおける全ての契約の成立から決済に至る事務処理を担当する各部署において認識された、オペレーティングリスクを明確に把握したうえ、その性質及び程度に応じて定量的又は定性的に評価していること及び当該オペレーティングリスクを適切に管理するための手続及び体制の確立を関連業務部門に適時促す責務を担っていること。

v)証券会社等に所属する職員等が職務上行なう全ての取引において、そこから生じる市場リスク、信用リスク、オペレーティングリスクについて、当該リスクの量ないし程度を明確に把握し、それに応じた適切なリスク管理を行うこと。

c 証券会社等の一の法人におけるリスク管理部門に所属する従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること。

d 監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。

ロ. 損失の危険の管理に関する業務を遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。)が整備されていること

上記イの内容及びリスク管理業務の手続に関する社内規則が具体的

かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

ハ. なお、市場リスク、信用リスク及びオペレーティングリスクのそれぞれが別々の部門によって管理される場合には、個別の部門ごとに審査することに留意する。また、この場合、個別のリスク管理の部門ごとに責任者が明確にされている必要があることに留意する。

③ 内部監査及び内部検査に関する業務

イ. 内部監査及び内部検査に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

a 内部監査部門が、証券会社等の全ての部門について、業務の多様性及び規模等に応じて適切な手法及び頻度で、法令等遵守体制及び業務運営体制に関する監査及び監督当局に対する報告若しくは誓約等の遵守に関する監査を行うこと（ただし、法務コンプライアンス部門が担当する場合を除く。）が可能な人的構成及び業務運営体制を有していると認められること。

b 内部監査及び内部検査報告に対する適切かつ具体的な措置が明確に実行される体制が整備されていること。

c 証券会社等の一の法人における内部監査及び内部検査に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること（ただし、内部監査部門が証券会社等の経営責任者（外国証券会社等の場合には、実質的な本店の経営責任者、経営責任を担う合議機関又は監査委員会を含む。以下、③において同じ。）に直属（外国証券会社等の場合には、実質的な本店における内部監査部門を介して経営責任者へ報告する場合も含む。）となっており、内部監査が厳格に行なわれると認められる場合（ただし、内部管理統括責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第13号）」に定める内部管理統括責任者をいう。）の指揮命令監督に服している場合に限る。）は除く。）。なお、当該業務を行う役職員の兼職に当たっては、法第32条及び商法第276条（監査役の兼任の禁止）の規定の遵守に留意すること。

d 監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。

ロ. 内部監査及び内部検査に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記イの内容に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

④ 財務に関する業務

- イ. 財務に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること
- a 証券会社等それぞれにおける資金調達、流動性管理、資本政策、余剰資金の運用等の財務に関する業務を担当する部門（以下、「財務部門」という。）について、証券会社等の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。
 - b 当該財務部門はそれぞれ、証券会社等において個別に財務管理を適切に行うことが可能であると認められること。
 - c 証券会社等の一の法人における当該財務に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること。
 - d 監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。
- ロ. 財務に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること
- 上記イの内容及び財務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

⑤ 経理に関する業務

- イ. 経理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること
- a 証券会社等それぞれにおける損益の管理、収益性（資本に対する収益性を含む。）の分析及び管理、費用及び予算の管理、財務諸表の作成等を行う経理に関する業務を担当する部門（以下、「経理部門」という。）について、証券会社等の業務規模等から当該業務が適切に実行されると認められること。
 - b 当該経理部門はそれぞれ、証券会社等において個別に経理を適切に行うことが可能であると認められること。
 - c 証券会社等の一の法人における当該経理に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社

等それぞれにおいて独立して常務すること。

d 監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。

ロ. 経理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記イの内容及び経理に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

⑥ 税務に関する業務

イ. 税務に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること

a 証券会社等それぞれにおける税務に関する業務を担当する部門（以下、「税務部門」という。）が、証券会社等が取り扱う商品の種類、当該商品内容に関連する税務問題の程度等取引の実態に応じて適切な対応が可能と認められること。

b 税務部門は証券会社等における税務及び会計に関する意思決定に関与する体制となっていること。

c 税務部門は、証券会社等における取引について責任を持って、税務及び会計上の観点から取引の適格性等の判断（以下、「税務判断」という。）を行うこと。

d 営業部門に対して、当該部門が行う取引についての税務判断を税務部門に照会させる権限を有すること（ただし、既に行った税務判断が準用される等合理的理由がある場合を除く。）。

e 証券会社等の一の法人における税務に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること。

f 監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。

ロ. 税務に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること

上記イの内容及び税務に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。

ハ. 当該業務を法務コンプライアンス部門又は経理部門が担当する場合には、上記①又は⑤の審査に当たっては、⑥に掲げる基準をも併せて審査するものとする。

⑦ 内部管理に関する業務を行う各部門

イ. 内部管理に関する業務を行う各部門から非公開情報（他の証券会社等の発行者又は顧客に関する非公開情報をいう。以下、この項及び次項において同じ。）が漏洩しない措置が的確に講じられていること

- a 非公開情報が漏洩しない措置として、社内規則の整備、システムへのアクセス防止等の情報管理システムの整備、適切なモニタリング、資料等の十分な期間の厳重な保存管理等による情報管理措置等の明確な措置が講じられていること。
- b 内部管理に関する業務を行う各部門と営業部門間における人事異動等の際に非公開情報が漏洩しないよう措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられていること。
- c 承認を受けていない他の内部管理に関する業務を担当する部門へ非公開情報を提供することを的確に防止していること。
- d 証券会社等の経営責任者に対して、内部管理目的で非公開情報を提供する場合には非公開情報の漏洩にあたらぬことに留意する（ただし、当該経営責任者から営業部門に非公開情報が漏洩しない措置が講じられている必要があることに留意する。）。
- e 証券会社等の保有するインサイダー情報が証券会社等の営業部門に使用されないよう厳格な管理がなされていること（法務コンプライアンス部門が①により承認を受けた場合は除く。）。
- f 与信審査を行う部門を経由して営業部門に非公開情報が提供されることを的確に防止していること。

ロ. 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立していること

- a 法的判断等に関して法務コンプライアンス部門に従事する者の判断が営業部門の判断に対して必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。
- b 指揮命令系統に拘わらず、全ての部門等に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置に当たっては法務コンプライアンス部門は独立の権限を有していること。
- c リスク管理部門に従事する者が営業部門に対して的確な牽制権限を有していること。
- d 財務に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に財務に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。

- e 経理に関する業務に従事する者が営業部門に対して資本の配分のモニタリング及び費用に対する収益性のモニタリング等を行う的確な権限を有していること。
- f 税務判断に関して税務に関する業務に従事する者の判断が営業部門の判断に必ず優先すること等の的確な牽制権限を有していること。
- g 営業部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこと。

⑧ ①から⑦に掲げる事項を審査するに当たっての留意事項

イ. 内部管理に関する業務の責任者（①イ g、②イ c、③イ c、④イ c、⑤イ c 及び⑥イ e の責任者をいう。）の独立性を審査する際には、証券会社等の一の責任者（個別業務を複数管理する責任者を含む。）が他の証券会社等の責任者（個別業務を複数管理する責任者を含む。）に対して具体的業務についての指揮命令権（法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権は除く）を有している場合には、当該他の責任者の独立性は損なわれていることに留意すること。

ロ. 証券会社等の一の内部管理に関する業務の責任者が他の証券会社等の当該業務の責任者を兼ねようとする場合には、当該業務の独立した責任者を証券会社等それぞれに置く必要があるが、当該独立した責任者は内部管理に関する業務を統括する責任者（以下、「管理部門統括責任者」という。）として当該業務それぞれの職員の職務を統括するとともに、証券会社等それぞれにおいて当該業務が的確に運営され、かつ、当該業務それぞれの営業部門に対する牽制機能が実効的に働くことの責任及び権限を明確に有することが必要であることに留意する。

ハ. 証券会社等の内部管理の強化を図る目的で、証券会社等の役職員（兼職者も含む。）が出席する合議機関を置く場合には、当該合議機関において、非公開情報の授受が行なわれないことが不明確な場合には、法第 45 条に抵触するおそれがあり、また、証券会社と銀行（以下、Ⅲ-2-2-3 において「銀行等」という。）の役職員が同席する場合は当該銀行等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としていることが不明確である場合には、当該合議機関の開催は法第 65 条違反のおそれがあることに留意する。このような合議機関を設置している証券会社に対しては、少なくとも当該機関の設置の目的を明記した社内規則や当該会議の議事録等について適宜説明を求め、必要がある場合には法第 59 条第 1 項に基づく報告徴求を行うものとする。

ただし、証券会社等において当該合議機関が内部管理に関する業務

を遂行する一環の会議として非公開情報の授受を行うために法第 45 条ただし書に基づく承認申請があった場合には、遂行しようとする当該業務の一環として当該業務の統合に係る承認条件に従って審査するものとする。この場合、当該業務一般について行為規制等府令第 11 条の 3 の規定に基づいて審査をした上で、当該合議機関についての審査に当たっては、同条第 1 号に規定する「内部管理に関する業務を公正かつ確に遂行することができる業務運営体制」については、(i) 十分な牽制機能と法令等遵守の責任を負っている等、上記①の基準を満たす証券会社等それぞれにおける法務コンプライアンス部門の責任者（管理部門統括責任者を含む。）の全員（一の証券会社等の法務コンプライアンス部門の責任者が他の証券会社等の当該部門の責任者を兼ねている場合は当該者。）が必ず出席し（やむを得ない事情により出席できない場合は、当該責任者があらかじめ指定する法務コンプライアンス部門の他の職員であって、当該責任者と同等の十分な牽制機能と法令遵守の責任を果たせる者が必ず出席するものとする。）、当該合議機関での議事が法令等違反とならないような具体的措置を講じているか、(ii) 同合議機関においては、証券会社等のレピュテーション・リスクの管理、法令等遵守又は企業倫理の確保を目的としているかどうか、(iii) 当該合議機関の設置について合理性があると認められるか、(iv) 個別の営業部門若しくは個別の取引・案件等の担当者及び責任者（証券会社等の経営を担う地位にある者（外国証券会社等においては支店長を含む。）で実質的に営業に従事している者を含む。）が構成員として参加することなく、承認を受けた内部管理に関する業務の責任者に加え証券会社等の経営責任者（外国証券会社等については、その実質的な本店から当該適格性の確認書の提出を求める。）のみが当該合議機関の構成員とされているかどうか、について、また、同条第 2 号に規定する「内部管理に関する業務を遂行するための社内規則」としては、上記 (i) ~ (iv) を確保するとともに、当該合議機関の決定についての責任分担等を明確にした社内規則が規定されているかどうかについて、審査するものとする。また、同条第 3 号及び第 4 号に規定する「非公開情報の漏洩防止」及び「営業を行う部門からの独立」については、法令等違反、事前に策定されている明確な社内規則違反及びリスク管理上重大な問題となる可能性がある取引等に対して拒否するための会議であるかを審査するものとし、当該合議機関に経営責任者が同席する場合には、当該経営責任者が実質的に営業に従事している者かどうかを含め具体的な漏洩防止措置及び責任者の独立性の確保について厳格に審査する必要があることに留意する。

二. 当該証券会社及び当該銀行の職員が兼職する場合、内部管理に関する業務を担当する部門について法第 45 条ただし書に基づく承認を得

た場合を除き、法第 65 条（若しくは銀行法第 12 条）に抵触するおそれがあることに留意し、また、兼職がない場合には、当該銀行が当該証券会社の（若しくは当該証券会社が当該銀行の）具体的業務について実質的に意思決定していると認められる場合（当該目的での人事権の行使等を含む。）にも同様であることに留意する。

ホ．法第 59 条に規定する持株会社又は銀行持株会社について内部管理に関する業務を行うにあたり、法第 45 条ただし書の承認申請があった場合には、当該持株会社の子会社であって、当該申請の対象外となっている子会社がある場合には、証券会社等から入手した非公開情報の持株会社からの当該子会社への漏洩防止措置についても厳格に審査するものとする。

ヘ．法令遵守管理に関する業務についての審査に当たっては、当該業務が法的助言・判断、法律事務等を含む場合には、弁護士法等その他の法令に抵触しない様、また、税務に関する業務についての審査に当たっては、当該業務が財政・会計に関する調査、立案又は財務・会計に関する助言・判断、税務に関する書類の作成、助言・判断等を含む場合には、税理士法等その他の法令に抵触しない様、業務遂行の形態等に配慮する必要があることに留意する。

ト．内部管理に関する業務について、証券会社より法第 34 条第 4 項に基づきその他業務の承認申請があった場合において、当該業務の兼業に伴い行為規制等府令第 12 条第 7 号又は第 8 号に該当する行為が行なわれる場合には、同条第 7 号又は第 8 号に抵触するため、同業務は「公益に反する」と認められることから、法第 34 条第 5 項の規定により、兼業の承認を行わないことに留意する。なお、内部管理に関する業務について法第 45 条の適用除外の承認と法第 34 条第 4 項によるその他業務の承認とはⅢ－2－2－3（2）に規定する基本理念の趣旨から両立しないことに留意する。

チ．証券会社等の内部管理に関する業務を行う部門間における非公開情報の授受については、当該承認により顧客に対して負っている守秘義務が免除されるわけではないことに留意する。

リ．証券会社における有価証券の引受を審査する部門（発行者の提出する有価証券届出書等開示書類に係る審査を行う部門をいう。）と銀行における法務コンプライアンス部門及び与信の審査を行っている部門との間においての法第 45 条ただし書の承認申請があった場合には、非公開情報の営業を行う部門への漏洩の禁止及び法第 65 条の趣旨から承

認を行わないことに留意する。

又、証券会社等のリスク管理部門において②の承認を受けて非公開情報の授受を行い、証券会社等それぞれの顧客についてリスク評価及び判断を行っている場合に、証券会社等いずれかにおいて通常取引の条件と著しく異なる条件で当該顧客と取引を行っている場合には、非公開情報が営業部門に漏洩している疑いがあることに留意する。

ル、法第 45 条ただし書の承認を得て内部管理に関する業務を行う各部門間において非公開情報の授受が行われている場合でも、承認を受けていない部門への他の証券会社等の当該非公開情報の漏洩は、行為規制等府令第 12 条第 7 号に抵触するものであることに留意する。

(4) 法第 65 条の規定の解釈について

① 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について

イ、銀行、協同組織金融機関その他令第 1 条の 9 で定める金融機関（以下Ⅲ-2-2-3（4）において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、法第 65 条第 1 項により営業としてはならないとされている行為には該当しない。

a 取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務

b 勧誘行為をせず、単に顧客を証券会社に紹介する業務

ロ、上記イ b の「紹介」には、以下の行為を含む。

a 当該銀行等の店舗に、証券会社が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

b 当該銀行等と証券会社の関係又は当該証券会社の業務内容について説明を行うこと。

② 法第 65 条第 1 項ただし書の規定の解釈について

法第 65 条第 1 項ただし書に規定する、銀行等が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う業務については、次の点に留意することとする。

イ、銀行等は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。

a 当該業務内容の説明を顧客に対し行うこと。

b 当該業務内容について、新聞、雑誌、文書、ダイレクトメール、インターネットのホームページ、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること。

- 当該業務に係る注文用紙及びbに規定する文書を当該銀行等の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。
- ロ. 銀行等が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数及び価格（売買の別及び価格については、法第42条第1項第5号に規定する売買の別及び価格をいう。）について、顧客の指示を受けるものとする。

当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。

(5) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第9号の解釈等について
証券会社とその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、行為規制等府令第12条第9号の規定に該当するおそれがある。

- ① 当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。
- ② 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務はその親銀行等又は子銀行等が提供しているものではないこと。
- ③ 当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合において、証券会社の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、証券会社の顧客との間の契約の成立を補助するときは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるため、これを行うことはできないこと。

(6) 証券会社に関する内閣府令第15条及び第18条の解釈について

- ① 会社府令第15条第1号及び第18条第1号に規定する「証券業の遂行のための業務」とは、証券業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない次に掲げる業務を行うことをいう。
 - a 店舗等の不動産及び設備の取得、所有、賃貸借、保守、警備及び管理業務
 - b 現金自動預入・支払機等の保守・運行等管理業務
 - c 帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務
 - d コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等）
 - e 計算業務（給与計算及び月次決算の計算等の会計事務を含む。）
 - f 有価証券の保管、整理等に関する業務
 - g 名義書換の取次業務
 - h 公社債・投資信託の元利金請求業務
 - i 証券取引所・証券会社間等の有価証券の受渡決済業務

- j 従業員のカウンセリング等役職員の福利厚生業務及び事務の用に供する物品・サービスの一括購入及び管理業務
- k 人事（証券会社への労働者の派遣に関する業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務
- l 役職員の教育・研修に関する業務
- m 広告宣伝業務
- n 自動車の運行、保守、点検等の管理業務
- o 統計目的の資料の作成業務
- p 出版物等公開情報の提供を行う業務
- q 書類等の印刷、製本、発送及び配送業務

- ② 会社府令第 15 条第 3 号及び第 18 条第 3 号に規定する「専ら当該証券会社又は当該証券会社及び当該証券会社の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務」とは、経営管理上の判断等を伴うことのない①に掲げる業務（c を除く。）をいう。

なお、① d については「コンピュータ関連業務（システム開発、保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等）」と、f については「有価証券の保管、整理等に関する業務（親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、g については「名義書換の取次業務（親法人等又は子法人等の自己の財産として保有しているものに限る。）」と、k については「人事（証券会社及び親法人等若しくは子法人等への労働者派遣業務を含む。）に関する文書作成等事務的補助業務」と読み替えて適用するものとする。

- ③ ①の c（発送及び配達業務は除く。）、d のデータの保管管理及び f から i までの業務は当該証券業及び銀行業等の遂行のために密接に関連する業務であり、合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は会社府令第 15 条第 1 号及び第 3 号若しくは第 18 条第 1 号及び第 3 号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することに留意する。

また、証券会社が上記②に掲げる業務を受託する場合、a、b、e 及び j から q の業務については、法第 34 条第 4 項に規定するその他業務の承認が必要となることに留意する（なお、Ⅲ－2－2－3（3）⑧トに留意する。）。

- ④ ①及び②に掲げる業務について当該証券会社から外部委託する場合においても、当該業務に関する顧客に対する責任及び行政上の責任については当該証券会社が免れるものではないことに留意する。

- ⑤ ①から④の規定は、外国証券業者に関する内閣府令（以下、「外証府令」という。）第 27 条第 1 号に規定する「証券業の遂行のための業務」及び同条第 3 号に規定する「専ら当該外国証券会社又は当該外国証券会社及び当該外国証券会社の特定法人等の業務の遂行のための業務」について準用する。

Ⅲ－２－２－４ 届出

法に定める各種届出の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。特に、法第 34 条第 2 項に規定する業務の届出の受理に当たっては、当該業務を規制する法令上必要となる手続きがとられているか留意するほか、次の業務については、その内容及び方法等が次の内容に合致するものとなっているか留意するものとする。この場合において、書面の交付又は書面による手続については、当該書面の交付等に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができるものとする。なお、合致しない業務については、法第 34 条第 4 項の規定による承認申請を行わせるものとする。

(1) 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 業務の範囲

通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務は、次に掲げる業務をいう。

- イ. 外国為替取引等に関する契約の締結
- ロ. 外国為替取引等に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ. イの契約に伴う担保設定契約の締結又は保証約定書等の受入れ
- ニ. その他上記に付随する事務

② リスク管理

当該業務に係るリスク管理の方法について、次の事項が整備されていること。

- イ. 市場リスクの管理
 - a 市場リスクのポジション限度枠が設定されていること。
 - b 日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。
 - c 他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。
- ロ. 信用リスクの管理
 - a 顧客の属性別に合理的な与信限度枠が設定されていること。

- b 顧客と取引（信用リスクが軽微であるものとしてあらかじめ定められた取引を除く。）を行おうとするときの審査方法が定められていること。
- c 日々のポジション限度枠の適用状況の管理方法が定められていること。
- d 他の部署によるポジション管理状況の点検方法が定められていること。

③ 対象顧客

顧客の属性別に合理的な取引開始基準が作成されていること。

④ 契約の締結

契約の締結について、次の事項が整備されていること。

- イ. 当該取引（信用リスクが軽微であるものとしてあらかじめ定められた取引を除く。）を開始しようとするときは、当該取引に係る契約不履行が生じた場合等の措置、一括清算その他の必要な事項を規定した基本契約書の締結を行うこと。
- ロ. 当該取引が成立した都度、顧客に取引内容を確認のうえ、個別取引契約書の締結を行うこと（又は個別取引報告書を交付すること）。

⑤ 担保等

担保又は保証等について、次の事項が整備されていること。

- イ. 営業部門から独立した部門において、あらかじめ定められた合理的な基準に基づき顧客からの担保の受入れ又は顧客に係る保証等の受入れの決定が行われること。
- ロ. 担保の受入れに当たっては、顧客との間で「担保権設定契約書」を取り交わすこと。
- ハ. 担保有価証券は保護預り有価証券と区別して管理すること。
- ニ. 保証等の受入れに当たっては、保証人等から「保証約定書」等を受け入れること。

⑥ 当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理

自社が媒介、取次ぎ又は代理した契約の当事者には、上記④に規定する基本契約書その他の契約書を締結する旨社内取扱規程が整備されているか留意するものとする。

なお、当該取引に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理のみを営む証券会社にあつては、上記②、③、④及び⑤について整備する必要はないものとする。

(2) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

取扱対象が純度が高く世界的に市場の確立した流通性の高い金地金又は金貨となっていること。

② 仕入れ

仕入先との契約に当たっては、①自社が原則として在庫を所有しないこと、②仕入れた現物については必ず仕入先が買取りに応じることの2点を当該契約に盛り込むことにより、自社又は関連会社等が過大な在庫を所有することがないこと。なお、金地金の売付け及び買戻しに関する契約で、当該契約に定められた金額により当該金地金を買戻す旨の定めがあるもの（Ⅲ－２－２－４において「延べ取引」という。）においては、先物予約の履行を担保する旨を仕入先との契約に盛り込んでいること。

③ 対顧客業務

イ. 販売方法

- a 現物取引に限るものとし、先物取引は行わないこと。
- b 累積投資の方法による販売は、顧客に対し、事前にその仕組みを明示した書面を交付し十分な説明を行うなど適正に行うこと。

ロ. 勧誘

金投資は、投資者自身の判断と責任において行われるべきものであり、投資勧誘に際しては、以下の諸点が遵守されていること。

- a 金価格の動きに関し断定的判断を提供して行う勧誘は行わない。
- b 投資者の意向、金投資に関する知識及び経験並びに投資資金の量及び性格に応じた適切な投資勧誘を行うこと。
- c 損失補償を約したり、特別な利益を提供して行う投資勧誘は行わないこと。
- d 短期間に頻繁に売買（有価証券と金との乗換え売買を含む。）を行うことを勧誘しないこと。
- e 顧客から売買の別、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行う売買取引は行わないこと。

ハ. 顧客への証書等の交付

a 保護預り証等の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のそれぞれの場合に応じ、保護預り証（保護預り取引の場合に限る。）、受渡計算書、買取請求書（現物引渡し取引の場合、現物に付して自社が買取りに応じる旨を明示した書類）等顧客との権利義務関係を明確にするため又は取引の円滑化を図るため必要な証書等を顧客に交付すること。

ただし、延べ取引については、売買の内容及び寄託残高について受渡しの都度取引明細書を交付する場合にはその交付をもって保護預り証の交付に代えることができるものとする。また、あらかじめ

契約で定められた方法により一定期間毎に一定額の金地金を顧客に売りつけるもの（以下、「金地金累積投資」という。）については金地金の買付けの履歴及び保護預り残高を記載した通知書を6月に1回以上交付する場合には、保護預り証、受渡計算書の交付を省略できるものとする。

b 金地金取引約款の交付

保護預り取引又は現物引渡し取引のいずれの場合にも、金地金取引に係る事故防止並びに投資者保護の観点から、顧客との権利義務に係る事項等を明示した金地金取引約款を取引開始時及び当該約款の内容の変更時に必ず顧客に交付すること。

二. 価格の決定等

a 売買価格は、円建てとし、国内及び海外市場における取引価格、外国為替相場等を斟酌して適正に決定すること。また、延べ取引に係る仕入先に対する買付価格については実勢価格とし、売戻価格及び顧客との売買価格はそれを基準に算出すること。

b 毎取引日において売買価格をすべての取扱店舗の店頭に明示し、その価格により約定するものとし、予約注文又は成行注文は行わないこと。

④ 保管

イ. 保護預り証、現物引換証及び現物受付票等、現物の寄託に基づき発行する預り証については、その譲渡・質入れは行わないこと。

ロ. 現物を取り扱う証券会社が保護預り取引を行うに当たっては、預り業務に見合う現物の手当てを行い、保管すること。

ハ. 保護預り残高については、1年に1回以上照合通知書によりその残高を顧客に通知すること。

⑤ 買取り

自社が販売した金地金（保護預り証による場合を含む。）については、顧客から買取り請求があった場合には、原則として店頭においてこれを買取ること。

⑥ 代理業務等

金地金の売買取引の委託に係る代理業務若しくは媒介業務（Ⅲ－２－２－４（３）において「代理業務等」という。）は、次に定めるところにより行う延べ取引及び金地金累積投資に係るものに限ること。

イ. 延べ取引の委託の代理業務等

a 延べ取引に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集証券会社又は金卸売業者（Ⅲ－２－２－４（３）において「募集証券会社等」という。）に取り次ぎ、顧客と募集証券会社等との間で行われる延べ取引に係

る業務の全部又は一部を募集証券会社等に代わって行うこととし、延べ取引に係る代理業務等を行う証券会社は、募集証券会社等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。

- b 当該業務を行う証券会社は、以下の点を遵守すること。
 - i) 延べ取引に係る代理業務等を行う証券会社は、顧客に対し、申込みに係る延べ取引が募集証券会社等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。
 - ii) 代理業務等を行う証券会社は、顧客の取引内容を募集証券会社等との間で定期的に照合すること。

ロ. 金地金累積投資の委託の代理業務等

- a 金地金累積投資に係る代理業務等の範囲は、顧客を募集証券会社等に取り次ぎ、顧客と募集証券会社等との間で行われるべき金地金累積投資に係る業務の一部又は全てを募集証券会社等に代わって行うこととし、金地金累積投資に係る代理業務等を行う証券会社は、募集証券会社等との間で代理業務等に係る契約を締結すること。
- b 当該業務を行う証券会社は、以下の点を遵守すること。
 - i) 金地金累積投資に係る代理業務等を行う証券会社は、顧客に対し、申込みに係る金地金累積投資が募集証券会社等との間で行われる旨を十分説明し、あらかじめ顧客の承諾を受けること。
 - ii) 代理業務等を行う証券会社は、顧客の取引内容を募集証券会社等との間で定期的に照合すること。

(3) 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

国内金融機関の発行する譲渡性預金とすること。

② 業務

譲渡性預金の発行の媒介等は、「売買の媒介等」に該当しないことに留意するものとする。

(4) 民法第 667 条に規定する組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務及び商法第 535 条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（有価証券とみなされるものを除く。）

証券会社又は証券会社の役員若しくは使用人は、顧客に対し組合契約の締結等の勧誘を行うに当たっては、契約内容につき十分な説明を行うとともに、顧客の意向、当該組合に関する知識及び経験並びに資力及び資金の性質等に応じた適正な勧誘が行われること。また、契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し顧客に交付すること。

(5) 金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

金銭債権のうち、他法令において取扱いについて認可等がとられている債権を除いたもの。

② 業務の運営等

イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。

ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分説明を行うこと。

ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。

ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。

ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。

(6) 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

① 取扱対象

貸出参加契約とは、平成7年6月1日に日本公認会計士協会が公表した「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」において想定されるものをいう。

② 業務の運営等

イ. 業務遂行に当たっては、原債務者及び譲受者の保護に十分に配慮すること。

ロ. 取扱債権等の性格・内容等について譲受者に対し十分な説明を行うこと。

ハ. 取扱債権等に対する評価体制を整え、適正な価格形成を行うこと。

ニ. 譲受者の意向、経験及び資力に照らして適切な勧誘を行うこと。

ホ. 契約の締結に当たっては、当該契約内容に関し、書面を作成し譲受者に交付すること。

(7) 管轄財務局長の管轄区域を越える本店の位置の変更

① 財務局の管轄区域を越える本店の位置を変更した届出書を受理した財務局長は、会社府令第11条第2項に規定する当該変更届出書及び証券会社登録簿のうち当該証券会社に係る部分と併せてその他の書類として、登録申請書及びその添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録を行うこととなる財務局長に送付するものとする。

② 上記書類の送付を受けた財務局長は、当該証券会社の登録を行った場合には従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付

するものとする。

- ③ 登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該証券会社の登録を抹消するものとする。

(8) 廃業等の届出に係る留意事項

- ① 証券会社から法第 54 条第 1 項第 7 号、法第 55 条第 4 項及び会社府令第 46 条第 1 項第 5 号の規定に基づく届出書を受理した場合には、検査を行うなどによって、次の点について確認するものとする。

イ. 届出を行った証券会社につき、法第 56 条第 1 項の規定による登録取消しの事由の存しないこと。

ロ. 顧客に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあること。

ハ. 顧客に対する債権債務の残高照合等の手段により、簿外債務のないことが確認されていること。

- ② 証券会社から会社府令第 46 条第 1 項第 15 号の規定に基づく届出書の提出があった場合で、証券仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該証券仲介業者が証券仲介業務を廃止するためであるときは、当該証券仲介業者につき、法第 66 条の 18 第 1 項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該証券会社が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。

Ⅲ－２－２－５ 累積投資業務に係る留意事項

法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する累積投資契約の締結業務を行うに当たっては、以下の業務の内容及び方法に留意して行うこと。

(1) 累積投資業務において取り扱う有価証券の種類

- ① 国債証券
② 地方債証券
③ 金融債その他特別の法律により法人の発行する債券
④ 電気事業会社の発行する社債券等定期的に相当額の発行が行われると認められる社債券
⑤ 投資信託受益証券（上場投資信託受益証券を除く。Ⅲ－２－２－５において同じ。）
イ. 単位型投資信託
ロ. 追加型投資信託（公社債投資信託を除く。Ⅲ－２－２－５において同じ。）

ハ. 公社債投資信託

- ⑥ 外国投資信託受益証券
- ⑦ 投資法人の投資証券（上場投資証券を除く。Ⅲ－２－２－５において同じ。）
- ⑧ 外国投資証券
- ⑨ 株券（ただし、証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であり、かつ、(10)によるものに限る。Ⅲ－２－２－５において同じ。）
- ⑩ 上場投資信託受益証券（(11)によるものに限る。Ⅲ－２－２－５において同じ。）
- ⑪ 上場投資証券（(12)によるものに限る。Ⅲ－２－２－５において同じ。）

(2) 累積投資業務における有価証券の買付けの方法

- ① 買い付ける有価証券は、新規発行分に限るものとし（株券、上場投資信託受益証券及び上場投資証券についてはこの限りでない。）、あらかじめ契約によりその種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めておくこと。ただし、契約において予定している買付時期に新規発行がない場合その他新規発行分を手当てできない場合においては、あらかじめ契約で定めるところに従い、同一種類の既発行分の有価証券を買い付けることができるものとする。
- ② 顧客からの払込み金又は顧客が寄託している有価証券（Ⅲ－２－２－５において「寄託有価証券」という。）の果実若しくは償還金の受入れに基づいて発生した証券会社の預り金（Ⅲ－２－２－５において「払込金等」という。）が顧客の買い付ける有価証券の買付価額（又はその整数倍）に達したときは、証券会社は、遅滞なく当該有価証券の買付けを行うこと。ただし、顧客は、いつでも、証券会社に指示し、有価証券の買付けを中止することができるものとする。
- ③ 有価証券の買付価額は次によるものとする。
 - イ. 国債証券、地方債証券、金融債その他特別の法律により法人の発行する債券及び社債券については、公募又は売出価額。ただし、①のただし書に規定する場合においては、あらかじめ契約で指定する証券取引所における時価その他の適正な価額
 - ロ. 次に掲げる投資信託受益証券については、次に定める価額
 - a 単位型投資信託 募集価額
 - b 追加型投資信託 買付日の前日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）
 - c 追加型公社債投資信託 買付日又は買付日の前日の基準価額

- ハ. 外国投資信託受益証券については、買付日の前日の基準価額
- ニ. 投資証券又は外国投資証券については、規約又はこれに相当する書類に定める価額
- ホ. 株券については、あらかじめ契約で指定する証券取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）
- ヘ. 上場投資信託受益証券については、あらかじめ契約で指定する証券取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）
- ト. 上場投資証券については、あらかじめ契約で指定する証券取引所における時価（当該銘柄についての取引所における約定単価が複数のときは、その加重平均価額）

(3) 累積投資業務における金銭の払込み及び預り金の管理方法

- ① 顧客は、有価証券の買付代金の一部又は全部を随時払い込むことができること。ただし、(8)から(12)までにおいては、別によるものとする。
- ② 顧客からの払込金等は、累積投資預り金として区分経理するものとし、当該預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

(4) 累積投資業務における有価証券の所有権の移転及び引渡しの時期

共同買付けの場合には、買付有価証券の回記号及び番号が当該顧客について確定したときに共有が終了し、当該顧客に当該有価証券の所有権が移転するものであること。また、当該有価証券の果実又は元本に対する顧客の請求権は、当該買付の日から発生すること。

(5) 累積投資業務における有価証券の保管方法

- ① 累積投資業務において買い付けた有価証券の保管は次により行うこと。
 - イ. 累積投資業務に基づく有価証券の寄託残高、新たな寄託高及び償還高は他の有価証券と分別して管理すること。
 - この場合、証券会社と顧客が共有している有価証券は、更に分別すること。
 - ロ. 当該有価証券を自ら管理することに代えて、証券会社名義をもって証券金融会社、銀行又は信託会社に再寄託することができること。
 - なお、顧客の権利又は利益を害さないと認める場合には、顧客の同意を得たうえで、保管又は再寄託に当たり、大券をもってすることができること。
 - ハ. 顧客からの申出により寄託有価証券を返還する場合には、当該有価証券を市場価格（所定の手数料を含む。）で売却した代金の返還をもって有価証券の返還に代えることができる旨を契約において定めるこ

とができること。

- ② 累積投資契約によらないで買付けた有価証券について、顧客から申出があった場合には、これを累積投資契約に基づく有価証券として保管することができること。ただし、当該有価証券は、当該累積投資契約によって買い付ける有価証券と同一種類のものに限ること。

(6) 累積投資業務における契約の解約

- ① 顧客の申し出があったときに解約されること。なお、顧客はいつでも解約の申し出をすることができること。
- ② 顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き1年を超えて行わなかったときに解約されること。ただし、顧客が累積投資契約に基づいて有価証券を証券会社に寄託した場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付の日より1年以内に有価証券の買付を行うことができる場合の当該契約及び(7)に規定する契約についてはこの限りでないこと。
- ③ 証券会社が累積投資業務を行うことができなくなったときに解約されること。
- ④ 上記のほか、証券会社は、顧客が有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを引き続き3月を超えて行わなかったときは、解約することができること。ただし、②ただし書に規定する契約があるもの（以下イからニまでの条件を全て満たす場合を除く。）についてはこの限りでないこと。
 - イ. 顧客に対する報告書等が転居先不明等により返戻されていること。
 - ロ. 当該顧客の所在について確認の努力をしたにもかかわらず、なお不明であること。
 - ハ. イの報告書等の返戻後1年間を超えて買付代金の払込み又は売却がないこと。
 - ニ. 残高が少額（1万円未満）であること。

- (7) 証券会社は、顧客から申し出があった場合には、寄託有価証券の一部及び当該有価証券の果実又は償還金の全部又は一部を定期的に返還する契約をすることができるものとする。

- (8) 国債の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

- ① 証券会社が、国債について、他の顧客と共同して買い付ける旨の申込

みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該国債の買付けを行う旨の契約をすること。この場合において、(3)①にかかわらず顧客からの第2回目以降の払込金については、払込最低金額に満たない金額を受け入れることができるものとし、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、国債の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、証券会社は、遅滞なく、当該国債の買付けを行うものとする。

- ② ①の場合、顧客からの払込金等の合算額について国債の買付価額に満たない金額が生ずるときは、証券会社は、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより、顧客と共同して買い付けること。
 - ③ 共同して買い付けた顧客（②の場合においては、証券会社を含む。）がその持分に応じて持分権を取得（共有）すること。
 - ④ 証券会社は、顧客の共有持分及び共有持分に係る国債の果実又は償還金の受入れ並びに払込金等を管理するため、顧客ごとに口座を設けて処理すること。
- (9) 勤労者財産形成促進法（以下この章において「財形法」という。）に基づく累積投資（以下、「財形貯蓄」という。）業務については、次によることができるものとする。
- ① 有価証券の買付けの方法のうち、(1)⑤ロに掲げる有価証券の買付価額については、(2)③ロb)にかかわらず次によること。
 - イ. 財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額（買付時に信託財産留保額を徴収する追加型投資信託においては、当該信託財産留保額を基準価額に加えた額）
 - ロ. 財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第4項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく買付けについては、買付日の基準価額
 - ② 金銭の払込み及び預り金の管理については、(3)①及び②にかかわらず次によること。
 - イ. 顧客が有価証券の買付代金に充てるため払込む金額は、1,000円以上（ただし、ロのbからe）に掲げる払込みの場合は1円以上）とする。
 - ロ. 金銭の払込みは、事業主が証券会社との間にあらかじめ締結した契約に基づき、以下の方法により行うこと。
 - a 当該顧客に支払う賃金等から控除して行う払込み
 - b 事業主が財形貯蓄を奨励する目的をもって当該顧客口座に対して

行う払込み

- c 当該顧客の財産形成給付金又は財産形成基金給付金から行われる払込み
- d 当該顧客の転職等により転職前の事業所の財形貯蓄取扱機関から行われる払込み
- e 事業主が財形法第6条第1項に定める返還貯蓄金を当該顧客口座に対して行う払込み

ハ. 顧客からの払込金等は、財形貯蓄特定預金勘定として区分経理のうえ、これに相当する金額をすみやかに証券会社名義により金融機関に対し、他の預金と区分して預金すること。

ニ. 顧客からの払込金等については、普通預金利子相当額を付して、これを当該顧客の有価証券の買付代金に充てるものとする。ただし、寄託有価証券の果実又は償還金の受入れに基づいて生じた預り金については、顧客に対し利子等の果実を支払わないこと。

- ③ 財形貯蓄につき顧客との間に、他の顧客と共同して国債を買い付け、一の顧客の当該国債の買付残高と払込金等の合計額が1万円の整数倍に達したときは、当該国債を売却して、一の顧客につき1万円の整数倍を単位として社債を他の顧客と共同して買い付ける旨の契約をすることができるものとする。

この場合において、(8)②から④までの規定は、社債の買付けについても適用する。

- ④ 財形貯蓄業務に基づく有価証券の寄託残高及び償還高は他の累積投資業務に基づく有価証券と分別して管理すること。

なお、当該有価証券を自ら保管することに代えて、証券会社名義をもって証券金融会社、銀行又は信託銀行に再寄託できるものとする。

- ⑤ 解約については(6)にかかわらず、次によること。

イ. 財形貯蓄に関する契約は次の場合に解約されるものとする。

a 顧客の申出があったとき。なお、顧客はいつでも解約の申出をすることができる。

b 顧客が財形法に規定する財形貯蓄の要件を満たさなくなったとき。

c 証券会社が「財形貯蓄」業務を行うことができなくなったとき。

ロ. aのほか、顧客が最初の払込みの後、勤労者財産形成貯蓄契約にあっては3年、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあっては5年を経過し、引き続き1年を超えて有価証券の買付代金の全部又は一部の払込みを行わなかったときは、当該契約を解約することができるものとする。

ただし、顧客が当該契約に基づいて有価証券を証券会社に寄託した

場合において、当該有価証券の果実又は償還金による預り金のみを対価として前回買付けの日より1年以内に有価証券の買付けを行うことができる場合の当該契約についてはこの限りでない。

- ⑥ 顧客に対する残高の報告等については、当該顧客の事業主を経由して行える。
- (10) 株券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。
- ① 株券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該株券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。
- この場合、証券会社は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け等を執行すること。
- ② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、株券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該株券の買付けを行うこと。
- ③ ②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について株券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、証券会社は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。
- ④ 買付けられた株券は、顧客（③の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた株券については、証券会社を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた株券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位株数に達した場合には、それ以降はじめて到来する当該株券の発行会社の期末日等商法第224条の3第1項の規定に基づく権利確定日までに単位株に分割することとし、当該単位株については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
- ⑤ 顧客が共有している株券に係る配当金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
- ⑥ 顧客が共有している株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理すること。

- (11) 上場投資信託受益証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。
- ① 上場投資信託受益証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資信託受益証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。
この場合、証券会社は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、1回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付等を執行すること。
 - ② 顧客一回当たりの払込金額の最低額は、1万円とすること。
 - ③ 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資信託受益証券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該上場投資信託受益証券の買付けを行うこと。
 - ④ ③の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について上場投資信託受益証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、証券会社は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付金額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。
 - ⑤ 買付けられた上場投資信託受益証券は、顧客（④の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた上場投資信託受益証券については、証券会社を含む。）が共同して所有権を有し、払込金額（④の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有すること。当該顧客が共同して買付けた上場投資信託受益証券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有部分が単位口数に達した時点で単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
 - ⑥ 顧客が共同して所有権を有する上場投資信託受益証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
 - ⑦ 顧客が共同して所有する上場投資信託受益証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。
- (12) 上場投資証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。

- ① 上場投資証券について、他の顧客と共同して買付ける旨の申込みを行う顧客との間に、累積投資業務により、当該上場投資証券の買付けを行う旨の契約をすることができるものとする。
この場合、証券会社は、あらかじめ顧客との間で買付銘柄、一回当たりの顧客の払込金額、買付の執行時期等を定めた契約を締結し、当該契約に基づき買付け等を執行すること。
- ② 一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等とを合算して、上場投資証券の買付価額（又はその整数倍）に達するときは、遅滞なく、当該上場投資証券の買付けを行うこと。
- ③ ②の場合、一の顧客からの払込金等と他の顧客の払込金等との合算額について上場投資証券の買付価額に満たない金額が生ずるときは、証券会社は、当該端数部分については次回買付時まで預かるか、最小単位の買付価額と当該金額との差額を払い込むことにより買付けること。
- ④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客（③の場合において証券会社が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、証券会社を含む。）が共同して持分権を取得（共有）し、払込金額（③の場合において証券会社が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。）の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は証券会社名義とするが、一の顧客の共有持分が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投資信託及び投資法人に関する法律第 82 条で準用する商法第 224 条の 3 第 1 項の規定に基づく権利確定日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。
- ⑤ 証券会社は、顧客が共有している上場投資証券に係る分配金を、各顧客の持分に応じて配分し、再投資すること。
- ⑥ 証券会社は、顧客が共有している上場投資証券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る分配金等を管理すること。

Ⅲ－２－３ 外務員登録

（１）登録対象となる外務員の範囲

証券会社の店内業務（店頭業務を含む。）に従事する役員又は使用人のうち、法第 64 条第 1 項に規定する外務員登録原簿に登録を必要とする者

は、以下のいずれかの業務を行う者とする。

- ① 勧誘を目的とした有価証券の売買その他の取引等の内容説明
- ② 有価証券の売買その他の取引等の勧誘
- ③ 注文の受注
- ④ 勧誘を目的とした情報の提供等（バックオフィス業務に関すること及び顧客の依頼に基づく客観的情報の提供を除く。）
- ⑤ 法第2条第8項各号に掲げる行為を行う者

（2）届出事項

証券会社内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は法第64条の4第3号には該当しないことに留意するものとする。

Ⅲ－2－4 法定帳簿関係

（1）法定帳簿の省略等の承認等

- ① 会社府令第60条第3項の規定による法定帳簿の省略等の承認は、次に定めるところにより行うものとする。
 - イ. 本店については、法定帳簿の省略等を承認しないものとする。ただし、証券業務の性質及び事務の機械化等これにより難い特別の事由がある場合において、投資者保護及び事故防止上特に支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - ロ. 注文伝票、取引日記帳、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿及び現金出納帳は、その省略等を承認しないものとする。
- ② 取引残高報告書については、四半期ごと（取引又は金銭若しくは有価証券の受渡しが無い場合にあつては、1年ごと）には交付しなければならないものとする。
- ③ 会社府令別表第8の13の項記載要領等欄第3号ハに規定する書面については、当該書面の交付に代えて、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を現金自動支払機等に表示する方法により提供することができるものとする。

（2）法定帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存

- ① 法定帳簿の作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局による検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。
- ② 次に掲げる場合には、法定帳簿を当初からマイクロフィルムより作

成・保存できるものとする。この場合、あらかじめ、届出書を提出することを求めるものとする。

イ. 対象となる法定帳簿が、顧客勘定元帳又は保護預り有価証券明細簿である場合

ロ. 検査部局による検査等において、各営業所において直ちに書面による帳簿の作成が可能である場合

ハ. マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合

(3) 法定帳簿の本店等における集中保管

① 法定帳簿の保管場所については、作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局による検査が行われている場合には、本店（事務センター等を含む。②において同じ。）において集中保管することができるものとする。

② 法定帳簿の保管場所については、次に掲げる要件が満たされていることを条件として本店及び証券会社が法定帳簿の作成を委託している会社において作成時から集中保管することができるものとする。この場合、あらかじめ、以下の要件が満たされている旨を証する届出書を提出することを求めるものとする。なお、当該届出書に変更があった場合においても、同様とする。

イ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できる体制となっていること。

ロ. 法定帳簿の閲覧が本支店において合理的期間内に可能な体制となっていること。

ハ. 内部監査に支障がないこと。

③ ②に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付することを求めるものとする。

イ. 法定帳簿の集中保管の対象とする法定帳簿、保管場所及び保管方法に関する説明文

ロ. 法定帳簿の集中保管に関し、②イからハまでの要件が満たされている旨を証する説明文

(4) 注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力することによって作成する場合には、以下の点に留意するものとする。

① 受注と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。

② 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。

③ 入力データのバックアップを作成・保存すること。

④ 入力時刻が自動的に記録されるシステムとなっていること。

- ⑤ 入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑥ 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。
- ⑦ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。

(5) 法定帳簿の電子媒体による保存

- ① 法定帳簿の電子媒体による保存の対象となる法定帳簿は、法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び会社府令第 60 条第 1 項各号に掲げる法定帳簿（同項第 13 号に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し）とする。
- ② 法定帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。
 - イ. 手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。
 - ロ. 保存に使用する電子媒体は会社府令第 60 条第 7 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
 - ハ. データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（法定帳簿の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。
 - ニ. ハの「原本」のバックアップを作成し、これを「副本」として保存すること。
 - ホ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。
 - ヘ. 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
 - ト. 入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
 - チ. 内部監査に対応できるシステムとなっていること。
 - リ. 作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。
 - ヌ. 電算システムにより作成した法定帳簿のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データとして保存を行わないときは、当該

ハードコピーを原本として保存すること。

Ⅲ－２－５ 産業活力再生特別措置法関係

産業活力再生特別措置法（以下、「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下、「事業再構築計画」という。）、共同事業再編に関する計画（以下、「共同事業再編計画」という。）、経営資源再活用に関する計画（以下、「経営資源再活用計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下、「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、証券会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

（１）産活法第２条第２項第２号及び産活法の施行に係る指針（以下、「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義について

① 施行指針第６条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の１％以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の営業収益の合計額がすべての事業の営業収益の１％以上となる場合をいう。

② 施行指針第８条の「当該役務に係る１単位当たりの販売費が５％以上低減される場合」は、例えば、営業収益又は営業収入の１単位当たりの販売費・一般管理費が５％以上低減される場合をいう。

③ 施行指針第９条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を５以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の営業収益の伸び率を百分率で表した値が、過去３事業年度における当該役務に係る業種の営業収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を５以上上回る場合をいう。

（２）産活法第３条第６項第１号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）二．ロの事業再構築の認定の基準について

① 基本指針二．ロ．１．①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 ≥ 2 」は、例えば、自己資本当期利益率が２以上上昇する場合をいう。

② 基本指針二．ロ．１．②の「（事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率） $\times 100 \geq 105$ 」は、例えば、営業収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が５％以上上昇する場合をいう。

- ③ 基本指針二.ロ.1.③の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)×100≥106」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。
- (3) 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ.2.③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について
- ① 基本指針一.ハ.2.③(イ)の「有利子負債合計額」は、例えば、負債性の資金調達手段のすべてを指す。
- ② 基本指針一.ハ.2.③(ロ)の「経常収入」は、例えば、営業収入と営業外収入の合計額を指し、「経常支出」は、例えば、営業費用と営業外費用の合計額を指す。
- (4) 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ロの過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義について
- 基本指針三.ロ.3の「売上高」は、例えば、営業収益を指す。
- (5) 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハの共同事業再編の認定の基準について
- 基本指針三.ハ.2.①については、Ⅲ-2-5(2)②を準用する。
- (6) 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.ロの経営資源再活用の認定の基準について
- 基本指針四.ロ.2及び3については、それぞれⅢ-2-5(2)②及び③を準用する。

Ⅲ－３ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－３－１ 行政指導等を行う際の留意点等

証券会社に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
- ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

- ・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
- ・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（２）申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえない

ことに留意する。

③ 例えば、以下の点に留意する。

イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）

・ 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付するこ

とが必要である。

- ・ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ・ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅲ－３－２ 面談等を行う際の留意点

職員が、証券会社の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ・ 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ・ 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ・ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ・ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ－３－３ 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁証券課に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅲ－４ 行政処分を行う際の留意点

Ⅲ－４－１ 意見交換制度

不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。）が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、証券会社からの求めに応じ、監督当局と証券会社との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第５９条第１項に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した証券会社から、監督当局の幹部（注１）と当該証券会社の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注２）であって、監督当局が当該証券会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注１） 監督当局の幹部の例：金融庁・財務局等の担当課室長

（注２） 証券会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第５９条第１項に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

IV. 外国証券会社関係

IV-1 経営管理

外国証券会社の経営管理については、II-1に準ずるものとするとともに、I-1-2(3)の考え方に留意するものとする。

なおII-1中、取締役会等は、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関と適宜読み替えるものとする。

IV-2 財務の健全性

外国証券会社の本邦支店の財務の健全性については、II-2に準ずるものとする。

IV-3 業務の適切性

外国証券会社の業務の適切性については、II-3に準ずるものとする。

IV-4 外国証券会社に係る事務処理

外国証券会社に関する、外証法に係る事務処理については、III(III-1-2(2)③及び④、III-1-5(1)③、III-1-5(2)③、III-1-5(3)④を除く。)の各規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 外国証券業者からの登録申請に係る留意事項

外証法第4条の規定に基づく登録申請書の取扱い等に当たっては、III-2-1に準ずる点に留意するほか、外国証券会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

・〇〇財務局長(外)第〇〇号

(2) 外国証券業者に関する法律第7条第1項に規定する業務の認可申請書に係る留意事項

外証法第7条第1項に規定する業務の認可に当たっては、III-2-2-1に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

① 認可申請外国証券会社の、外国において認可を受けようとする業務と同種類の業務の経験期間の算定について、外証府令第18条第3号の規定を適用する場合において、認可申請外国証券会社の経営を支配している者に類するものとして認める者は、認可申請外国証券会社と直接又は間接に50%以上の資本関係があり、特定法人等と同等に認可申請外国証券会社と密接な関係を有する者とする。

② ①に掲げる者のうち50%の資本関係を有する者の業務経験期間を通

算して算定する場合には、Ⅲ－２－２－１－(1)⑨、Ⅲ－２－２－１－(2)⑤又はⅢ－２－２－１－(3)③に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

「貴社の議決権(外国証券業者に関する法律第22条第1項第4号に規定する議決権をいう。以下同じ。)の50%以上の議決権を保有する者(貴社の議決権の50%以上の議決権を保有する持株会社の議決権の50%以上の議決権を保有する者を含む。なお、当該持株会社の議決権の50%以上の議決権を保有する持株会社がある場合には、当該他の持株会社を、貴社の議決権の50%以上の議決権を保有する持株会社とみなす。)で、国内に営業所その他これに準ずるものを有する者を、特定法人等又は特定金融機関とみなして、認可を受けた業務に関し、外国証券業者に関する法律第14条において準用する証券取引法第45条及び外国証券業者に関する内閣府令第25条において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条に規定する弊害防止措置を適用する。」

(3) 外国証券業者に関する内閣府令第39条の規定に基づく法定帳簿の省略等に係る留意事項

法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、Ⅲ－２－４の規定に準ずるものとする(ただし、支店その他の営業所のみに係る事項を除く。)

なお、外国証券会社の主たる支店以外の支店について、主たる支店で事務を集中管理している等の合理的な理由により、事務の一部を省略し、かつ、当該省略した事務を主たる支店において支店ごとに区分経理している場合には、当該支店における総勘定元帳、トレーディング商品勘定元帳、現先取引勘定元帳、受渡有価証券記番号帳又は日計表の省略を承認するものとする。

(4) 営業報告書に関する記載上の注意について

外証府令第30条に規定する営業報告書の記載に当たっては、会社府令第32条の規定にかかわらず、以下のように取り扱うものとする。

- ① 「役員及び使用人の状況」欄の役員の総数は、支店に駐在する役員を記載し、役員の状況については、国内における代表者及び支店に駐在する役員について記載するものとする。
- ② 「営業所の状況」欄については、主たる支店その他の支店について記載するものとする。
- ③ 事業年度が毎年4月から翌年3月までの期間(以下、「営業期間」という。)とは異なる外国証券会社が作成する営業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。

イ. 貸借対照表、損益計算書及び付属明細表の損失準備金及び証券取引責任準備金並びに当該準備金の戻入及び繰入れの欄については、各営

業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。

ロ. 貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金の欄については、当該欄の記載額が外国証券会社の最低資本の額に達するまでは、aに掲げる利益の額からbに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額を積立てを行ったものとして記載するものとする。

a 各営業期間における支店の営業に係る当期純利益の額

b 各営業期間における前期繰越損失の額

IV-5 外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

IV-5-1 外国証券業者に関する法律（第3条）、同施行令（第2条）及び外国証券業者に関する内閣府令（第7条）に基づく事務ガイドライン

（1）外国証券業者に関する法令の基本的考え方

外国証券業者（外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者）は、日本国内における証券業の本拠として設ける主たる支店について登録を受けない限り、国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことはできない。（外証法第3条参照）

他方、国内に拠点を有しない無登録の外国証券業者であっても、証券取引行為についての勧誘をすることなく、国内にある者の注文を受けて外国からその者を相手方として証券取引行為を行うことについては許容されている。（外国証券業者に関する法律施行令第2条第2項参照）

（2）外国証券業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引

外国証券業者がホームページ等に有価証券取引に関する広告・情報提供等（以下、「広告等」という。）を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為の中の「新聞、雑誌、テレビジョン及びラジオ並びにこれらに類するものによる有価証券に対する投資に関する広告」に該当する。（外証府令第7条第1号参照）

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内の投資者との間の証券取引行為につながらないような合理的な措置が講じられている限り、「主として国外にある者を対象とする広告」として、国内投資者に向けた「勧誘」には該当しないものとする。

① 担保文言

日本国内の投資者が当該サービスの対象とされていない旨の文言が明記されていること

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- イ. 当該担保文言を判読するためには、広告等を閲覧する以外の特段の追加的操作を要しないこと
- ロ. 担保文言が、当該サイトを利用する日本国内の投資者が合理的に判読できる言語により表示されていること

② 取引防止措置等

日本国内にある投資者との間の証券取引を防止するための措置が講じられていること

上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、以下に掲げる事項に留意する必要がある。

- イ. 取引に際して、投資者より、住所、郵送先住所、メールアドレス、支払い方法その他の情報を提示させることにより、その居所を確認できる手続を経ていること
- ロ. 明らかに日本国内の投資者による証券取引行為であると信ずるに足る合理的な事由がある場合には、当該投資者から注文に応ずることのないよう配慮していること
- ハ. 日本国内に顧客向けのコールセンターを設置する、或いは国内投資者を対象とするホームページ等にリンクを設定する等を始めとして、日本国内にある投資者に対し証券取引行為を誘引することのないよう配慮していること また、以上に掲げる措置はあくまで例示であり、これらと同等若しくはそれ以上の措置が講じられている場合には、当該広告等の提供は、国内投資者向けの「勧誘」行為に該当しないものとする。

- (3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が国内投資者向けの「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、当該外国証券業者は、日本国内の投資者との間で勧誘を伴う実際の証券取引行為が行われていない旨を証明すべきである。

V. 登録金融機関関係

V-1 業務の適切性

登録金融機関の業務の適切性については、Ⅱ-3（Ⅱ-3-5（3）及び（9）、Ⅱ-3-7（1）③及び④、Ⅱ-3-7（2）、Ⅱ-3-9（3）、Ⅱ-3-10を除く。）に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

なお、Ⅱ-3-5（6）の債券とは、金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第8号に規定する債券をいい、証券仲介業務については、③のイ及びロの理論価格、並びに③のロ及びニの社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

- ① ディーリング業務と当該業務に係る有価証券等についての投資目的の売買業務等を一体として営んでいないこと。また、これらの部門間での顧客の紹介を行っていないこと。
- ② 証券業務に係る経理処理は、他の業務に係る経理処理及び有価証券の取扱いと区分することにより、業務及び財産の状況を明らかにするものとなっていること。
- ③ 証券業務として取り扱う有価証券を計上する勘定とそれ以外の有価証券を計上する勘定との勘定間振替及び証券業務として取り扱う有価証券派生商品を計上する勘定とそれ以外の有価証券派生商品を計上する勘定との勘定間振替は、一切行わないものとする。
- ④ 選択権付債券売買については、流通性の高い国債証券等を対象銘柄とする選択権料の気配について、店頭掲示する等適切な方法により投資者に公表するように努めること。
- ⑤ 顧客に対して、証券取引を成立させるため又は証券取引による損失の穴埋め、委託証拠金（追証を含む。以下この号において同じ。）のための信用供与を自動的に行わないこと。また、明らかに上記を目的とした信用供与を行わないこと。
（注）当座貸越は自動的な信用供与に該当することに留意する。
このため、例えば次の処置をとること
イ. 先物取次業務を行う金融機関にあつては、新規に債券先物取引用口座を設定し、当該口座について当座貸越を禁止すること、及び、同一名義人の当座貸越設定口座から債券先物取引用口座への自動振替を行わないこと。
ロ. 証券仲介業務を行う金融機関にあつては、顧客が委託証券会社に開設した証券口座の残高が不足であるために顧客が申し込んだ取引が成立しない場合に、これを成立させるために信用の供与を自動的に行い又は行うことを約して証券仲介行為を行わないこと。

- ⑥ 先物取次業務を行う金融機関にあつては、
- イ. GLOBEX社の管理する端末を使用する取引を行う場合においては、営業として行う行為の規定にその旨を明記し、かつ、取引に当たっての取扱規程を定めること。
 - ロ. 債券先物取引口座への入金処理については、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客（又はその資金担当者）の名前を登録させて、その都度事前に電話連絡等で当該顧客の了解を得ること。
- ⑦ 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務全般を担当する部門については、コマーシャル・ペーパー及び短期社債等（社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期商工債券、信用金庫法に規定する短期債券及び農林中央金庫法に規定する短期農林債券をいう）の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること。
- ⑧ 証券仲介業務を行う登録金融機関にあつては、
- イ. 証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、
 - a 融資業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する者に提供しないこと。
 - b 証券仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務に利用し、又は融資業務に従事する者に提供しないこと。
 - ロ. 証券仲介業務に従事する者が法令を遵守するために顧客に告知しなければならない融資業務に係る情報や、証券仲介業務を行うため又は委託証券会社の法令遵守のために行われる当該委託証券会社との間での顧客情報の授受について、内部管理責任者（「協会の内部管理責任者等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第13号）」に定める内部管理責任者をいう。）等が適切に管理を行っていること。
- ⑨ 有価証券の私募の取扱い業務を行う金融機関にあつては、私募の取扱い業務の所管部局及びその遂行については、融資・有価証券に係る投資業務・社債管理業務との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断、そのための組織面での手当等に十全を期していること。
- ⑩ 保険会社は、令第18条第1項各号（第3号を除く。）に定める者（以下、「代理人」という。）に法第65条の2第11項の特定証券業務を行わせる場合は、当該代理人が所属している代理店に当該特定証券業務の支援を行うことを委託することができるものとする。

V-2 登録金融機関に係る事務処理

登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅲの各規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする（以下同じ。）。ただし、Ⅲ－１－５(2)②の報告については別紙様式 19 によるものとする。

V－２－１ 登録申請

(1) 登録手続

金融機関からの登録申請書の取扱いにあたっては、Ⅲ－２－１に掲げる事項に準ずる点に留意するものとする。

ただし、金融機関登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

- ・ ○○財務局長（金）第○○号

(2) 審査事項

法第 65 条の 2 第 2 項で準用し、証券取引法施行令第 17 条の 4 で読み替えて適用する法第 28 条の 4 第 1 項第 12 号に規定する法第 65 条の 2 第 1 項の登録に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

- ① 営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- ② 営もうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。
 - イ. 法定帳簿・報告書等の作成、管理
 - ロ. ディスクロージャー
 - ハ. 顧客資産の分別保管
 - ニ. リスク管理
 - ホ. 電算システム管理
 - ヘ. 売買管理、顧客管理
 - ト. 苦情・トラブル処理
 - チ. 内部監査
- ③ 常勤役職員の中に証券業務を 3 年以上経験した者が複数確保されていること。ただし、引受けを伴わない国債窓販業務のみ又は清算取次業務のみを営もうとする金融機関については、当該業務を適確に遂行するために必要な知識や経験等を有すると認められる者が複数確保されている場合には、本条件は認められたものとみなす。なお、登録後に当該業務以外の証券業務を開始した場合には、本条件についてあらためて確認すること。
- ④ 国債証券等のディーリング業務、短期有価証券の売買等又は資産金融

型有価証券の売買等のうち、いずれか又は複数の業務全般（受注、売買及び受渡し）を営む金融機関の営業所等にあつては、当該業務を担当する部門に係る組織、業務分掌及び職務権限を、当該業務に係る有価証券の投資目的（特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合。以下同じ。）の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立させていること。また、当該業務の担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと。

- ⑤ 先物取次業務を行う金融機関にあつては、
- イ. 顧客に係る国債証券等の有価証券先物取引等の情報が、自己売買部門に伝達されて不当に使用されることを防止すること。従つて、先物取次業務等全般を営む営業所等にあつては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、原則としてその他の業務（法第 65 条の 2 第 1 項の登録に係る業務のうち、法第 2 条第 8 項第 2 号及び第 3 号業務以外の業務を含む。）から分離、独立していること。
 - ロ. 先物取次業務等を行う営業所等にあつては、顧客に対して融資・保証等の特別の便宜の提供を約して勧誘することを防止する必要がある、その趣旨に従つた業務を行うべく組織上配慮していること。
- ⑥ 証券仲介業務を行う金融機関にあつては、証券仲介業務に従事する者と融資業務（有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る。この号及び V-1-3 において同じ。）に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断していること。このため、例えば、証券仲介業務と融資業務の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めていること。
- ⑦ 証券業協会に加入しない金融機関にあつては、行おうとする登録証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備していること。

V-2-2 認可申請

法第 65 条の 2 第 3 項に規定する業務（元引受業務、有価証券店頭デリバティブ取引業務）の認可申請に係る、第 65 条の 2 第 4 項で準用する法第 29 条の 4 第 1 号に規定のある、認可を受けようとする業務に係る損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備を行っているか否かの審査にあつては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

(1) 元引受業務に係る審査事項

- ① 損失の危険相当額の算出方法や限度枠の設定が適当と認められるも

のであること。(本条件については各登録金融機関の業法上求められるリスク管理の方法として適正なものと認められる場合には本条件は認められたものとみなす。)

- ② 当該業務に係るリスク相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立した組織になっていること。
- ③ 当該業務の検査を行う部署が独立した組織になっており、登録金融機関が行う当該業務のリスクに応じ適切な検査が実施されること。
- ④ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。
 - イ. 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」
 - ロ. また、資本金 30 億円未満の登録金融機関の認可に際しては、次の条件を付すものとする。
 - a 「有価証券の元引受業務を行うに当たっては、一の元引受契約に係る引受金額が 100 億円を超えない範囲に限ることとする。」
 - b 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、この認可に付した条件を変更し、又は新たな条件を付すことがある。」

なお、上記引受け制限を付した登録金融機関の資本金が 30 億円以上となった場合には、認可の条件はイの条件に変更するものとする。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引業務に係る審査事項

- ① 損失の危険相当額の算出方法や限度枠の設定が適当と認められるものであること(本条件については各登録金融機関の業法上求められるリスク管理の方法として適正なものと認められる場合には本条件は認められたものとみなす。)
- ② 有価証券店頭デリバティブ業務を行うにあたって当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的の売買業務等(投資目的の有価証券店頭デリバティブ取引を含む。)及び融資業務(以下この号において「投資業務等」という。)から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資業務等と兼任していないこと。

なお、株式関連取引に係る内部者取引未然防止等のため、当該取引に係る情報に関する遮断に留意するものとする。
- ③ 当該業務に係るリスク相当額の算定方法が、過去の一定期間におけるリスク相当額を算定した結果、その妥当性が検証されていること。
- ④ 当該業務に係るリスク相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立した組織になっていること。
- ⑤ 当該業務に係る顧客との取引開始基準、リスク相当額の限度枠の設定及び適用方法並びに取引の種類及び顧客の属性別の当該限度額の設定及び適用方法に関する社内規則が整備されていること。
- ⑥ 原則として、日々、当該業務に係るリスク相当額の状況が代表権を有す

る取締役等に対して報告されること。

- ⑦ 当該業務の検査を行う部署が独立した組織になっており、1年に1回程度は検査が実施されること。
- ⑧ 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。
 - 「有価証券店頭デリバティブ取引の業務を行うにあたっては、公益及び投資者保護に充分留意すること。」
 - 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

V-2-3 その他

(1) 分別保管に係る留意事項

登録金融機関（預金取扱い登録金融機関に限る。V-2-3(1)において同じ。）が証券業務に係る取引に伴って発生する顧客からの金銭の預託等を、当該登録金融機関の本来の業務である預金として取り扱う場合には、当該金銭は分別保管の対象とならないことに留意する。

(2) 社内規則の整備に係る留意事項

証券業協会に加入していない登録金融機関については、行っている証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。

V-2-4 法定帳簿関係

(1) 金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項

帳簿の省略等の承認に関する取扱いについては、Ⅲ-2-4の規定に準ずるほか、証券仲介業務に係る残高報告書については、作成を省略できる場合を除き、四半期ごとには交付しなければならないことに留意するものとする。

(2) 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存

次に掲げる要件が満たされている場合には、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号に掲げる帳簿（同令別表第16に掲げる取引残高報告書及び別表第18に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあつては、その写し）を一般に妥当と認められる作成基準により作成したマイクロフィルムにより保存することができるものとする。

- ① 検査部局による検査等において、各営業所等において直ちに書面による帳簿の作成が可能である場合
- ② マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合

(3) 注文伝票のコンピュータへの直接入力による作成

注文伝票をコンピュータへ直接入力する場合には、以下の点に留意するものとする。

- ① 受注と同時に、注文内容をコンピュータへ入力すること。
- ② 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。
- ③ 入力データのバックアップを定期的に作成・保存すること。なお、バックアップデータの保存においては、セキュリティーが確保されていること。
- ④ 入力した時刻が記録されていること。
- ⑤ 入力実績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。
- ⑥ 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピュータシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピュータが使用不能となるケース等受注と同時にコンピュータに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピュータ作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。
- ⑦ 内部監査に対応できるシステムとなっていること。
- ⑧ コンピュータへの直接入力に関する社内規則が整備されていること。

(4) 帳簿の電子媒体による保存

- ① 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあっては、その写し）に掲げる帳簿とする。
- ② 証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。
 - イ. 手書きにより作成された法定帳簿については、画像データとして保存すること。
 - ロ. 保存に使用する電子媒体は金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 2 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。
 - ハ. データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること（帳簿の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。）。
 - ニ. ハの「原本」のバックアップを定期的に作成し、これを「副本」として保存すること。なお、「副本」については、「原本」と同様のセキュリティー確保がされていること。
 - ホ. 顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。
 - ヘ. 保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。
 - ト. 入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正の記録がそ

- のまま残されるシステムとなっていること。
- チ．内部監査に対応できるシステムとなっていること。
- リ．作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。
- ヌ．電算システムにより作成した帳簿のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを画像データとして保存することとし、画像データとして保存を行わないときは、当該ハードコピーを原本として保存すること。

(5) 証券仲介業務に係る帳簿の作成について

金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第 18 に掲げる帳簿については、委託証券会社のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託証券会社にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意する。

VI. 証券金融会社関係

VI-1 経営管理

証券金融会社の経営管理については、II-1 (II-1-1(2)⑥を除く。)に準ずるものとする。

VI-2 業務の適切性

証券金融会社の業務の適切性については、II-3-1、II-3-2、II-3-3-1、II-3-4、II-3-6((1)③及び④を除く。)、II-3-7、II-3-8((2)①トを除く。)、II-3-9((3)を除く。)及びII-3-10に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

VI-2-1 営業報告書

証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第1号に規定する営業報告書「3個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については以下の点に留意するものとする。

(1) 安全管理措置の実施状況

証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

- ① 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置

(従業員の監督について必要かつ適切な措置)

- ① 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅱの規定に基づく措置

(委託先の監督について必要かつ適切な措置)

- ① 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
- ② 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

(2) 特別の非公開情報の目的外利用を防止する措置の実施状況

記載上の注意3(2)における「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条

第 1 項各号に規定する場合をいう。

VI-3 証券金融会社に係る事務処理

証券金融会社に係る事務処理については、Ⅲ-1-3、Ⅲ-1-6、Ⅲ-1-8（Ⅲ-1-8-1（2）②を除く。）、Ⅲ-3 及びⅢ-4 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。

VI-3-1 免許の審査基準

（1）人的構成

法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

- ① 法第 156 条の 24 第 1 項に掲げる業務（以下、「貸借取引業務」という。）の遂行に必要な人員が各部門に配置されていること。
- ② 役職員の中に証券業務を 3 年以上経験した者が確保されており、かつ、貸借取引業務の制度に精通した者が確保されていること。

（2）信用状態及び資金調達能力

法第 156 条の 25 第 1 項に規定する信用状態及び資金調達能力の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。

- ① 貸借取引業務を行うに足る株券調達能力及び資金調達能力を客観的に有すると認められること。
- ② 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に関する情報が常に入手できる体制が整備されており、迅速な対応が可能と判断できる調達システム及び決済システムが証券会社及び取引先等との間に確立されていること。

VI-3-2 届出事項について

証券金融会社に関する内閣府令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する業務の内容及び方法の変更とは、取引の条件を除く業務の内容及び方法の変更で、内部規程等の変更を伴い取引先に対して周知を行う必要のある事項とする。

VI-3-3 承認基準について

法第 156 条の 27 第 3 項の承認を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

- （1）承認に係る業務が公益に反し、又は有価証券等を保有することにより多大な価格変動リスク等が発生するおそれがあると認められる場合には、承

認を行わないこととする。

- (2) 証券金融会社に関する内閣府令第2条第1項第1号に規定する収支の予想を記載した書面が、当該業務開始後3年以内に黒字化されており、当該収支計画の実行が客観的に可能であると認められること。

VI-3-4 認可基準について

(1) 業務の内容若しくは方法の変更

法第156条の28第1項に規定する業務の内容若しくは方法の変更認可に係る申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 改正の内容が貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものでないこと。
- ② 改正の内容について速やかに周知徹底が図られるものとされていること。

(2) 資本の額の減少

法第156条の28第1項に規定する資本の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 減資後の資本の額が、法第156条の23に定める額を下回らない額であること。
- ② 減資により、貸借取引業務の円滑な遂行に支障が生じるものでないこと。
- ③ 減資を行う理由が、欠損の解消その他経営維持のためやむを得ない事由によるものと認められること。

(3) 業務の廃止又は解散の決議

法第156条の36第1号に規定する業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 法第156条の32第1項に規定する免許の取消事由が存在しないこと。
- ② 資産超過の状態にあり、清算業務がスムーズに進められる体制にあること。
- ③ 廃業又は解散後も、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における信用取引に支障が生じないように、制度面又は物理面での対応が採られていること。

(4) 合併又は営業の譲渡若しくは譲受け

法第 156 条の 36 第 2 号に規定する合併又は営業の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。

- ① 合併又は営業譲渡により消滅する会社に、法第 156 条の 32 第 1 項に規定する免許取消事由が存在しないこと。

- ② 合併又は営業譲渡により、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の信用取引に支障が生じないように、制度面又は物理面での対応が採られていること。

Ⅶ. 証券仲介業者関係

Ⅶ-1 業務の適切性

証券仲介業者の業務の適切性については、Ⅱ-3-1～Ⅱ-3-4、Ⅱ-3-5（（1）、（2）、（4）及び（8）を除く）、Ⅱ-3-6、Ⅱ-3-7（（2）を除く。）、Ⅱ-3-8からⅡ-3-10に準ずるものとする。

なお、Ⅱ-3-5（6）の債券とは、証券仲介業者に関する内閣府令第15条第7号に規定する債券をいい、③のイ及びロの理論価格、並びに③のロ及びニの社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

Ⅶ-2 証券仲介業者に係る事務処理

証券仲介業者の監督事務に係る事務処理については、Ⅲ-1-1（5）及び（6）（③～⑥に限る）、Ⅲ-1-3、Ⅲ-1-5、Ⅲ-1-7、Ⅲ-1-8、Ⅲ-2-2-4（7）、Ⅲ-2-3、Ⅲ-3及びⅢ-4の各規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする（以下同じ。）。ただし、Ⅲ-1-5（2）②の報告については別紙様式20によるものとする。

（1）管轄財務局長等との連絡調整

財務局長は、証券仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長等との連絡調整については、Ⅲ-1-2（2）①及び②に掲げる事項に準ずる点のほか、次の点に留意するものとする。

- ① 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が管轄する証券会社を所属証券会社とする証券仲介業者の監督にあたっては、当該所属証券会社を管轄する金融庁長官又は財務局長に、当該所属証券会社の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。
- ② 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が管轄する証券仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該証券仲介業者を管轄する財務局長に、当該証券仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。

（2）法第66条の16に規定する説明書類に係る留意事項

法第66条の16に規定する説明書類については、

- ① 常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう証券仲介業者に指示するものとする。
- ② 各証券仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。

（3）廃業等の届出に係る留意事項

証券仲介業者から法第 66 条の 17 第 1 項の規定に基づく届出書を受理した場合には、必要に応じて検査を行うなどにより、当該証券仲介業者につき、法第 66 条の 18 第 1 項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認するものとする。

(4) 法定帳簿の保存等に係る留意事項

- ① 法定帳簿については、所属証券会社等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属証券会社等にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、証券仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意する。
- ② 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、Ⅲ－２－４(2)、(3)及び(5)の規定に準ずるものとする。

(5) 営業報告書について

- ① 証券仲介業者営業報告書簿を作成するために、府令別紙様式第 3 号の写し一部が添付されているか、確認する。
- ② 証券仲介業者営業報告書簿は、営業報告書の副本により作成する。
- ③ 証券仲介業者営業報告書簿の縦覧は、Ⅲ－２－１(9) (⑤及び⑦～⑨に限る。)に準じるとともに、縦覧者に別紙様式 18 に準じて作成する営業報告書簿縦覧表に所定事項を記入させる。

Ⅶ－３ 証券仲介業者の登録申請に係る留意事項

法第 66 条の 3 の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ－２－１ ((2)は除く。また、(5)については②に限り、(9)については③、④を除く。)並びに下記項目に掲げる事項に準ずる点に留意するものとする。

(1) 登録手続

- ① 登録番号の取扱い
証券仲介業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。
 - ・ ○○財務局長(仲)第○○号
- ② 登録申請に係る代理申請について
証券仲介業者に係る登録申請については、申請者及び所属証券会社等の利便性、所属証券会社等の申請事務の効率化、更に、登録申請書記載内容の精度の確保、事務処理の迅速化等を目的として、所属証券会社等が申請書の内容を精査した上で代理申請を行うことなどが可能であることに留意するものとする。
また、代理により申請が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知

等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

(2) 審査事項

- ① 証券仲介業者に関する内閣府令第2条第3号に規定する、所属証券会社等が2以上あるときに、登録申請者の事故につき、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が適切に記載されているか否かの審査にあたっては、以下の事項が満たされていることを確認するものとする。
 - イ. 事故の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が明確に特定されること
 - ロ. いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場合についても、当該事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称が特定されること
- ② 証券仲介業者に関する内閣府令第3条第1項に規定する、業務の内容及び方法には、次の事項が記載されているか否かを確認するものとする。
 - イ. 営業区域
 - ロ. 営業の形態（対面、電気通信回線に接続した電子計算機利用、申請者が個人である場合の証券仲介業務を行う使用人の有無等）
 - ハ. 営業所の形態（有人の営業所、無人の営業所）
 - ニ. 取り扱う有価証券の種類
 - ホ. 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引のうち、媒介を行う取引の種類

(3) その他

法第66条の5第4号に規定する証券仲介業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。なお、申請者が外国法人である場合は、①については国内に駐在する役職員の状況を、②及び③については国内における状況を確認するものとする。

- ① 証券仲介業務を行う者（証券仲介業務を行う役員、内部管理等の責任者等）が、日本証券業協会が実施する証券外務員資格試験に合格した者であり、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有していること。
- ② 申請者が法人又は証券仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、営もうとする業務の適確な遂行に必要な人員が配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。
- ③ 申請者が法人又は証券仲介業務を行う使用人のある個人である場合、その行う業務の内容及び規模に応じて、次に掲げる体制整備が図られていること（イ及びロについては、所属証券会社に帳票作成事務等を依頼

し、仲介業者が管理することも可能とする。また、ハ～ホに掲げる項目のうち、所属証券会社等により適切に実施される体制が確保されている項目は除く。)

イ. 法定帳簿・報告書等の作成、管理

ロ. 顧客管理

ハ. 電算システム管理

ニ. 苦情・トラブル処理

ホ. 内部監査